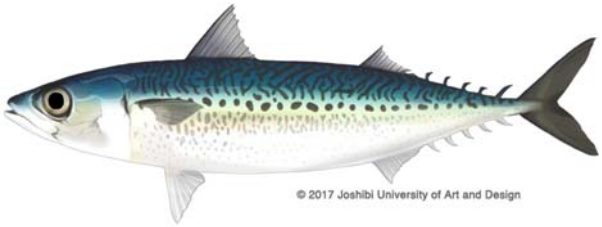

SH“U”N プロジェクト評価結果

ゴマサバ　日本海西区

ver 1.0.0

国立研究開発法人
水産研究・教育機構

本評価報告書は、SH"U"N プロジェクト評価手順書(ver 1.0.1)に基づいて作成された。
報告書案作成：2018 年 9 月 13 日
Stakeholder consultation：2018 年 9 月 24 日～11 月 16 日
パブリックコメント：2019 年 1 月 22 日～2 月 27 日
報告書完成：2019 年 4 月 12 日

各章執筆者一覧

1. 資源の状態

黒田　啓行・岸田　達

2. 海洋環境と生態系への配慮

竹茂　愛吾・宮本　波・岸田　達・米崎　史郎

3. 漁業の管理 ver 1.0.0

三谷　卓美・若松　宏樹・牧野　光琢

4. 地域の持続性

玉置　泰司・若松　宏樹・宮田　勉・神山　龍太郎・桟敷　孝浩・三木　奈都子・三谷　卓美・田坂　行男・竹村　紫苑・牧野　光琢・半沢　祐大

5. 健康と安全・安心

村田　裕子・鈴木　敏之

編纂　岸田　達・宮本　波・大関　芳沖

編纂責任者　大関　芳沖

目　次

概要 8

1. 資源の状態 12

概要 12

評価範囲 13

1.1 対象種の資源生物研究・モニタリング・評価手法 14

1.1.1 生物学的情報の把握 14

1.1.1.1 分布と回遊 14

1.1.1.2 年齢・成長・寿命 14

1.1.1.3 成熟と産卵 14

1.1.2 モニタリングの実施体制 15

1.1.2.1 科学的調査 15

1.1.2.2 漁獲量の把握 15

1.1.2.3 漁獲実態調査 16

1.1.2.4 水揚物の生物調査 17

1.1.3 資源評価の方法と評価の客観性 17

1.1.3.1 資源評価の方法 17

1.1.3.2 資源評価の客観性 18

1.2 対象種の資源水準と資源動向 19

1.2.1 対象種の資源水準と資源動向 19

1.3 対象種に対する漁業の影響評価 20

1.3.1 現状の漁獲圧が対象資源の持続的生産に及ぼす影響 20

1.3.2 現状漁獲圧での資源枯渇リスク 21

1.3.3 資源評価結果の漁業管理への反映 21

1.3.3.1 漁業管理方策の有無 21

1.3.3.2 予防的措置の有無 22

1.3.3.3 環境変化が及ぼす影響の考慮 22

1.3.3.4 漁業管理方策の策定 22

1.3.3.5 漁業管理方策への遊漁、外国漁船、IUU 漁業などの考慮 23

引用文献 23

2. 海洋環境と生態系への配慮 25

概要 25

評価範囲 26

2.1 操業域の環境・生態系情報、科学調査、モニタリング **29**
2.1.1 基盤情報の蓄積 29
2.1.2 科学調査の実施 29
2.1.3 漁業活動を通じたモニタリング 29
2.2 同時漁獲種 **30**
2.2.1 混獲利用種 30
2.2.2 混獲非利用種 31
2.2.3 希少種 31
2.3 生態系・環境 **33**
2.3.1 食物網を通じた間接作用 33
2.3.1.1 捕食者 33
2.3.1.2 餌生物 35
2.3.1.3 競争者 38
2.3.2 生態系全体 39
2.3.3 海底環境（着底漁具を用いる漁業） 43
2.3.4 水質環境への影響 44
2.3.5 大気環境への影響 45
引用文献 **46**
3. 漁業の管理 **50**
概要 **50**
評価範囲 **50**
3.1 管理施策の内容 **52**
3.1.1 インプット・コントロール又はアウトプット・コントロール 52
3.1.2 テクニカル・コントロール 52
3.1.3 生態系の保全施策 52
3.1.3.1 環境や生態系への漁具による影響を制御するための規制 52
3.1.3.2 生態系の保全修復活動 53
3.2 執行の体制 **53**
3.2.1 管理の執行 53
3.2.1.1 管轄範囲 53
3.2.1.2 監視体制 54
3.2.1.3 罰則・制裁 54
3.2.2 順応的管理 54
3.3 共同管理の取り組み **55**
3.3.1 集団行動 55

3.3.1.1 資源利用者の特定 55
3.3.1.2 漁業者組織への所属割合 55
3.3.1.3 漁業者組織の管理に対する影響力 55
3.3.1.4 漁業者組織の経営や販売に関する活動 55
3.3.2 関係者の関与 56
3.3.2.1 自主的管理への漁業関係者の主体的参画 56
3.3.2.2 公的管理への漁業関係者の主体的参画 56
3.3.2.3 幅広い利害関係者の参画 56
引用文献 57
4. 地域の持続性 59
概要 59
評価範囲 60
4.1 漁業生産の状況 61
4.1.1 漁業関係資産 61
4.1.1.1 漁業収入のトレンド 61
4.1.1.2 収益率のトレンド 61
4.1.1.3 漁業関係資産のトレンド 61
4.1.2 経営の安定性 62
4.1.2.1 収入の安定性 62
4.1.2.2 漁獲量の安定性 62
4.1.2.3 漁業者団体の財政状況 62
4.1.3 就労状況 63
4.1.3.1 操業の安全性 63
4.1.3.2 地域雇用への貢献 63
4.1.3.3 労働条件の公平性 63
4.2 加工・流通の状況 64
4.2.1 市場の価格形成 64
4.2.1.1 買受人の数 64
4.2.1.2 市場情報の入手可能性 64
4.2.1.3 貿易の機会 65
4.2.2 付加価値の創出 65
4.2.2.1 衛生管理 65
4.2.2.2 利用形態 66
4.2.3 就労状況 66
4.2.3.1 労働の安全性 66

4.2.3.2 地域雇用への貢献 66
4.2.3.3 労働条件の公平性 67
4.3 地域の状況 67
4.3.1 水産インフラストラクチャ 67
4.3.1.1 製氷施設、冷凍・冷蔵施設の整備状況 67
4.3.1.2 先進技術導入と普及指導活動 67
4.3.1.3 物流システム 68
4.3.2 生活環境 68
4.3.2.1 自治体の財政状況 68
4.3.2.2 水産業関係者の所得水準 69
4.3.3 地域文化の継承 69
4.3.3.1 漁具漁法における地域文化の継続性 69
4.3.3.2 加工流通技術における地域文化の継続性 69
引用文献 70
5. 健康と安全・安心 73
5.1 栄養機能 73
5.1.1 栄養成分 73
5.1.2 機能性成分 73
5.1.2.1 EPA と DHA 73
5.1.2.2 ビタミン 74
5.1.2.3 ミネラル 74
5.1.2.4 タウリン 74
5.1.3 旬と目利きアドバイス 74
5.1.3.1 旬 74
5.1.3.2 目利きアドバイス 74
5.2 検査体制 75
5.2.1 食材として供する際の留意点 75
5.2.1.1 生食におけるアニサキス感染 75
5.2.1.2 ヒスタミン中毒 75
5.2.1.3 アレルゲン 75
5.2.1.4 脂質の酸化 76
5.2.2 流通における衛生検査および関係法令 76
5.2.3 特定の水産物に対して実施されている検査や中毒対策 76
5.2.4 検査で陽性となった場合の処置・対応 76
5.2.5 家庭で調理する際等の留意点 76

5.2.5.1 アニサキス感染防止 76
5.2.5 2 ヒスタミン中毒防止 76
引用文献.....77

概要

魚種の特徴

〔分類・形態〕

スズキ目、サバ亜目、サバ科に属し、学名は *Scomber australasicus*。体は紡錘形で横断面は楕円形。全身に小鱗を被るが剥離しやすい。背部は青緑色の地に青黒色の波状紋が見られる。体側正中線上に 1 列の暗色点が並び、腹部にも斑点が多数散在する。本種はマサバに酷似するが、マサバでは体側正中線上と腹部に斑点がない。

〔分布〕

主な分布は東シナ海南部から日本海西部であるが、一部は日本海北中部まで分布する。春夏には索餌のために北上回遊し、秋冬には越冬・産卵のため南下回遊する。

〔生態〕

成長の詳細は不明であるが、1 歳で尾叉長 28cm、2 歳で 32cm、3 歳で 36cm、4 歳で 38cm、5 歳で 39cm まで成長すると考えられる。寿命は 6 歳程度と考えられる。産卵は 1～4 月には東シナ海中・南部から九州南部沿岸、5 月には東シナ海中部から九州西岸で行われる。正確な成熟年齢は不明であるが、1 歳で 60%、2 歳で 85%、3 歳以上で 100%の個体が成熟すると考えられる。幼魚はイワシ類の稚仔魚や浮遊性の甲殻類などを、成魚は動物プランクトンや小型魚類を捕食する。幼稚魚は魚食性魚類に捕食されると考えられる。

〔漁業〕

対馬暖流域のゴマサバのほとんどは、大中型まき網漁業及び中・小型まき網漁業で漁獲される。主漁場は東シナ海から九州南部沿岸域である。

主要漁業である大中型まき網漁業で使用される網船の大きさは、80 トンあるいは 135 トンである。中・小型まき網では 19 トン船が多い。まき網では、素群れを魚探やソナーで探索して巻いており、FAD(人工集魚装置)の使用やサメまきは行っていない。

〔利用〕

一般的な大衆魚として煮魚、塩焼きとして食用とするほか、さば節や塩蔵品に加工

される。小サバは養殖魚の餌料としても用いられる。

資源の状態

ゴマサバは我が国周辺における重要水産資源であり毎年コホート解析により年齢別資源量が算出され、それに基づいて漁獲可能量（TAC）が算出されている。コホート解析に必要な漁獲量、年齢組成、更に次年度の資源量予測に必要となる年齢別成熟割合、近年の再生産成功率、加入量などのデータは国の委託事業として水産研究・教育機構、関係道府県により毎年調査され更新されている。東シナ海系群の資源量は比較的安定しており、100 千～200 千トン程度で推移している。近年では、2008 年に過去最低の 94 千トンとなった後、2011 年にかけて 143 千トンにまで増加したが、2012 年以降、緩やかに減少し、2015 年の資源量は 102 千トンと推定されている。2015 年現在資源水準は中位にあるが、減少傾向にある。現状の漁獲圧は生物学的な管理基準である Fmed（親子関係のプロットの中央値に相当する漁獲係数）よりわずかに高い。将来予測では現状の漁獲圧が続いた場合、2020 年に親魚量が低位水準と中位水準の境である Blimit を上回る確率は 49%と見積もられている。資源評価結果は公開の会議で外部有識者を交えて協議されるとともにパブリックコメントにも対応した後に確定されている。資源評価結果は毎年公表されている。

海洋環境と生態系への配慮

日本海西区はブリ、マアジ、スルメイカなど重要水産資源の分布と水温の関係などに関する研究は豊富であるが、海洋環境と基礎生産力、低次生産の関係など生態系に関する研究例は限られている。海洋環境及び漁業資源に関する調査は毎年多数実施されている。評価対象漁業による魚種別漁獲量は把握されているが混獲非利用種や希少種について漁業から情報収集できる体制は整っていない。

まき網の混獲利用種であるマサバ、ブリ、マイワシ、マアジのうちマサバは資源状態が懸念される状態である。まき網漁業について混獲非利用種についての情報がなかった。当該海域に分布する希少種に対する両漁業の評価はともに全体では低リスクであった。

ゴマサバ捕食者と考えられる大型魚食性魚類、海産ほ乳類の間接影響について、ゴマサバの漁獲が要因となる資源状態の懸念は見いだせなかった。ゴマサバの餌料である動物プランクトン、カタクチイワシについてゴマサバの影響は見出せなかった。競争者と考えられるマサバは資源状態が懸念される状態であった。生態系全体、海底、

水質、及び大気に対して、大中型まき網、中・小型まき網とも影響は軽微と考えられた。

漁業の管理

日本海西区におけるゴマサバ東シナ海系群については、主に大中型まき網漁業で漁獲が行われている。同一資源を中国、韓国と漁業共同委員会を通じても利用している。大中型まき網漁業での漁獲量は島根県、鳥取県で多い。インプット・コントロールとともにゴマサバは TAC 対象魚種であるためマサバと共にアウトプット・コントロールもなされている。マサバ等でかつての資源回復計画と同様の努力量、小型魚保護の規制を広域資源管理計画の中で継続しているが、ゴマサバもマサバに準じた規制が掛けられていると考えられる。

地域の持続性

日本海西区におけるゴマサバ対馬暖流系群は、島根県、鳥取県の大中型まき網で大部分が獲られている。収益率のトレンドは低かったが、漁業収入及び漁業関係資産のトレンドは高かった。経営の安定性については、収入の安定性･漁獲量の安定性ともに中程度であった。操業の安全性、地域雇用への貢献はともに高かった。島根県、鳥取県では少ない産地市場において、比較的大人数の買受人参加の下でセリ取引、入札取引が行われており、競争原理は働いている。卸売市場整備計画により衛生管理が徹底されている。大きな労働災害は報告されておらず、地域雇用への貢献も比較的高く、本地域の加工流通業の持続性は中程度と評価できる。先進技術導入と普及指導活動は行われており、物流システムも整っていた。水産業関係者の所得水準はおおむね高い。伝統的な漁法はない。各県では伝統的な加工法や料理法が数多く伝えられている。

健康と安全・安心

ゴマサバには、細胞内の物質代謝に関与するビタミン B2、骨の主成分であるカルシウムやリンの吸収に関与するビタミン D、体内の酸化還元酵素の補酵素として働くナイアシン、抗酸化作用を有するセレンなど様々な栄養機能成分が含まれている。脂質には、血栓予防などの効果を有する EPA と脳の発達促進や認知症予防などの効果を有する DHA が豊富に含まれている。また、血合肉には、ビタミン A と D、鉄、タウリンが多く含まれている。ビタミン A は、視覚障害の予防、タウリンはアミノ酸の一種

で、動脈硬化予防、心疾患予防などの効果を有する。旬は脂質含量が最も高くなる秋である。利用に際しての留意点は、ヒスタミン中毒と生食によるアニサキス感染防止である。ヒスタミン中毒は、筋肉中に多く含まれるヒスチジンが、細菌により分解、生成したヒスタミンによるものであるため鮮度保持が重要である。アニサキスは、死後の時間経過に伴い内臓から筋肉へ移動するため、生食には、新鮮な魚を用いること、内臓の生食はしない、冷凍・解凍したものを刺身にするなどで防止する。なお、アニサキスは、日本周辺には 2 種が生息し、九州や四国に主に分布するアニサキスはアニサキス症の原因にはほとんどならないことが報告されている。

1. 資源の状態

概要

対象種の資源生物研究・モニタリング（1.1）

ゴマサバは重要な水産種であり、資源生態に関する調査研究は古くから進められてきた。分布・回遊、年齢・成長・寿命、成熟・産卵に関する知見は、学術論文や報告書として蓄積されており、資源評価の基礎情報として利用可能である（1.1.1　3-4 点）。漁獲量・努力量データの収集、漁獲実態のモニタリング、科学調査も毎年行われている（1.1.2　4-5 点）。このように定期的に収集される漁業データに基づき、年齢別漁獲尾数が推定され、齢構成資源動態モデルを使用した資源評価が毎年実施されている（1.1.3.1　5 点）。資源評価の内容は公開の場を通じて利害関係者の諮問やパブリックコメントを受けて精緻化される（1.1.3.2　5 点）。

資源の水準・動向（1.2）

最近年の漁獲係数 F をチューニングで推定したコホート解析（tuned VPA）により各漁期年の年齢別資源尾数が 1973 年から推定されている。当該解析手法については複数の外部有識者（大学の専門家）によるチェックを毎年受けることで客観性を担保している。1992 年以降の 24 年間の親魚量および資源量の推移から資源水準を判断し、親魚量 33 千トン（Blimit）以上を中位水準、それ未満は低位水準、資源量が上位 3 分の 1 以上の場合を高位水準とした。2015 年の資源量は上位の 3 分の 1 以下で、親魚量（45 千トン）は Blimit を上回っていることから、2015 年の資源水準を中位とした。また最近 5 年間（2011～2015 年）の資源量の推移から、動向を減少と判断した。（1.2.1　2 点）

漁業の影響（1.3）

現状の漁獲圧（漁獲係数 Fcurrent）を最近 3 年（2013～2015 年）の平均と定義すると、Fcurrent は Fmed よりわずかに高い（1.3.1　3 点）。算定された ABC（生物学的許容漁獲量）は、水産政策審議会を通じて TAC（漁獲可能量）設定などの漁業管理に反映される仕組みが確立されている（1.3.3.4　5 点）。

評価範囲

① 評価対象魚種の漁業と海域

2016 年の「我が国周辺水域の漁業資源評価」によれば、2015 年における日本の東シナ海・日本海のマサバ漁獲量は 3.1 万トンであるが、このうち大中型まき網の漁獲量は 1.7 万トンと、54%を占める（黒田ほか 2017）。対象海域はゴマサバ東シナ海系群の分布域である日本海北区、日本海西区、東シナ海とする。

② 評価対象魚種の漁獲統計資料の収集

統計資料については、「我が国周辺水域の漁業資源評価」においてゴマサバとしての漁獲統計が収集されている。大中型まき網の漁獲物についてはマサバとゴマサバの比率が報告されるため、東シナ海と日本海で漁獲されたゴマサバの漁獲量を合計した（黒田ほか 2017）。これに鹿児島～福井県の農林統計の漁業種類別漁獲量のうち、大中型まき網以外の漁業種類によるゴマサバ漁獲量を加算した。農林水産統計ではさば類（マサバ、ゴマサバ）として提示されており、資源評価では各県ごとに定められた比率をもとに集計している。漁獲統計は農林水産省により毎年集計され漁業養殖業生産統計年報として公表されている。

③ 評価対象魚種の資源評価資料の収集

水産庁の我が国周辺水域漁業資源評価等推進事業の一環として、水産機構が道府県の水産試験研究機関等と共同して実施した調査結果をもとに資源評価が実施され、その結果の報告は「我が国周辺水域の漁業資源評価」として印刷・公表されている。

④ 評価対象魚種を対象とする調査モニタリング活動に関する資料の収集

評価対象魚種について行われている、モニタリング調査に関する論文・報告書を収集する。

⑤ 評価対象魚種の生理生態に関する情報の集約

評価対象魚種について行われている、生理生態研究に関する論文・報告書を収集する。

1.1 対象種の資源生物研究・モニタリング・評価手法

1.1.1 生物学的情報の把握

資源の管理や調査を実行するためには生活史や生態など対象魚種の生物に関する基本的情報が不可欠である（田中 1998）。対象魚種の資源状況を 1.2 以降で評価するために必要な、生理・生態情報が十分蓄積されているかどうかを、1.1.1.1～1.1.1.3 の 3 項目について評価する。評価対象となる情報は、①分布と回遊、②年齢・成長・寿命、③成熟と産卵である。個別に採点した結果を単純平均して総合得点を算出する。

1.1.1.1 分布と回遊

分布は東シナ海南部から日本海西部であるが、一部は日本海北中部まで分布する。春夏には索餌のために北上回遊し、秋冬には越冬・産卵のため南下回遊する（黒田ほか 2017）。ただし、詳細な分布、回遊経路については不明な部分もある。以上より 3 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
利用できる情報はない	生活史の一部のステージにおいて、把握され、十分ではないが、いくつかの情報が利用できる	生活史のほぼ全てのステージにおいて把握され、資源評価に必要な最低限の情報がある	生活史の一部のステージにおいて、環境要因による変化なども含め詳細に把握され、精度の高い情報が利用できる	生活史のほぼ全てのステージにおいて、環境要因などによる変化も詳細に含め把握され、精度の高い十分な情報が利用できる

1.1.1.2 年齢・成長・寿命

成長は 1 歳で尾叉長 28cm、2 歳で 32cm、3 歳で 36cm、4 歳で 38cm、5 歳で 39cm まで成長すると考えられる。寿命は 6 歳程度と考えられる。ただし、その年変動や地域差、環境要因との関係などについては不明な部分もある。以上より 4 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
利用できる情報はない	対象海域以外など十分ではないが、いくつかの情報が利用できる	対象海域においてある程度把握され、資源評価に必要な最低限の情報が利用できる	対象海域においてほぼ把握され、精度の高い情報が利用できる	対象海域において環境要因などの影響も含め詳細に把握され精度の高い十分な情報が利用できる

1.1.1.3 成熟と産卵

産卵は 1～4 月には東シナ海中・南部から九州南部沿岸、5 月には東シナ海中部から九州西岸で行われる（Yukami *et al.* 2009）。正確な成熟年齢は不明であるが、1 歳で

60%、2 歳で 85%、3 歳以上で 100%の個体が成熟すると考えられる。ただし、その年変動や環境要因との関係などについては不明な部分もある。以上より 4 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
利用できる情報はない	対象海域以外など十分ではないが、いくつかの情報が利用できる	対象海域においてある程度把握され、資源評価に必要な最低限の情報が利用できる	対象海域においてほぼ把握され、精度の高い情報が利用できる	対象海域において環境要因などの影響も含め詳細に把握され精度の高い十分な情報が利用できる

1.1.2 モニタリングの実施体制

資源生物学的情報を収集するためのモニタリング調査は対象魚種の把握並びに資源管理の実施において多数の有益な情報を得ることができる。モニタリング体制としての項目並びに期間について、1.1.2.1～1.1.2.4 の 4 項目において資源評価の実施に必要な情報が整備されているかを評価する。評価対象となる情報は、①科学的調査、②漁獲量の把握、③漁獲実態調査、④水揚物の生物調査、である。個別に採点した結果を単純平均して総合得点を算出する。ここで言う期間の長短とは、動向判断に必要な 5 年間または、3 世代時間（IUCN 2014）を目安とする。

1.1.2.1 科学的調査

新規加入量（0 歳魚）を主対象として、2～6 月にニューストンネット等を用いた幼稚魚分布調査（2000 年以降）、5～6 月に着底トロール網による現存量推定調査（1997 年以降）、7～9 月にトロール網と計量魚探による魚群量調査（2000 年以降）を行っている。ただし、現時点ではこれらの調査結果から信頼できるゴマサバの加入量指標値が得られていないため、資源評価では定性的な参考情報として用いている（黒田ほか 2017）。以上より 4 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
調査なし	対象種の生息範囲において過去に実施したことがある	対象種の生息範囲において不定期に実施している	対象種の生息範囲において定期的に実施しており、資源のいくつかの項目の経年変化が把握できる	対象種の生息範囲において定期的に実施しており、資源の多数の項目の経年変化が把握できる

1.1.2.2 漁獲量の把握

1973 年以降の漁獲量が把握されている（黒田ほか 2017）。東シナ海と日本海における我が国のゴマサバ漁獲量は、年変動はあるものの、1970 年代以降およそ 50 千トン前後で推移している。近年では、2011 年の 49 千トンをピークに減少傾向にあり、2015 年の漁獲量は 31 千トンであった。マサバとゴマサバは統計上サバ類とまとめられること

があり、資源評価ではその分離のため、県ごとに割合を定めるなどして対処しているが、その割合に若干の不確実性が存在する。以上より 5 点を配点する。

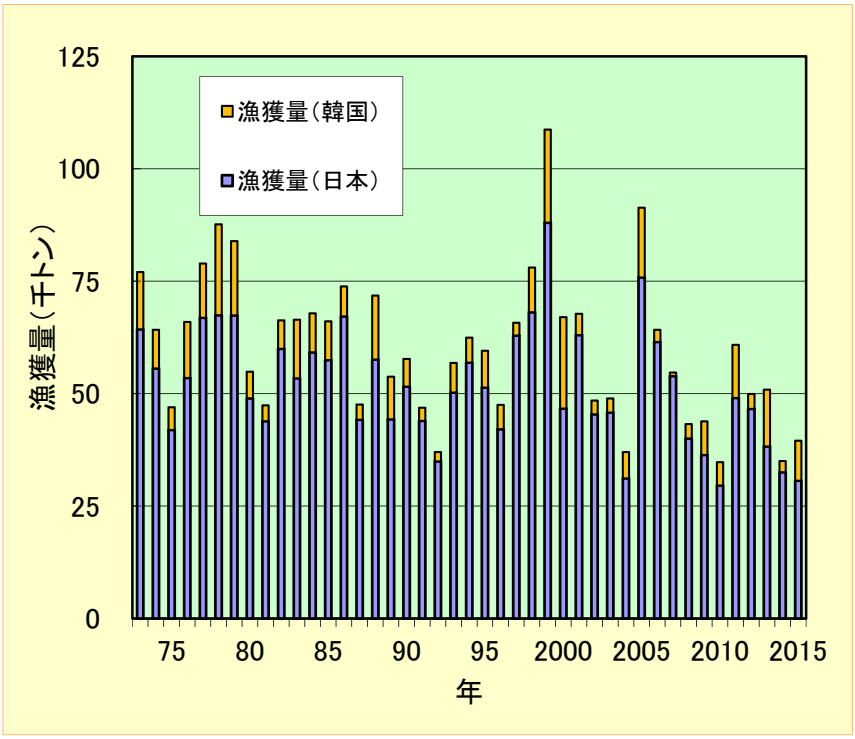

図 1.1.2.2　日本と韓国の漁獲量

1点	2点	3点	4点	5点
漁獲量は不明である	一部の漁獲量が短期間把握できている	一部の漁獲量が長期間把握できているが、総漁獲量については把握できていない	総漁獲量が短期間把握できている	総漁獲量が長期間把握できている

1.1.2.3 漁獲実態調査

年齢別・年別漁獲尾数を推定するため、1992 年以降、九州主要港に水揚げされる大中型まき網の漁獲物については、入り数別漁獲量データを収集している（黒田ほか 2017）。また九州の沿岸漁業及び日本海の漁獲物については、各県水試により主要港での体長測定データと漁獲量データが収集されている。1973 年以降、大中型まき網の漁獲情報から資源密度指数と有効漁獲努力量が算出され、また 2003 年以降銘柄別漁獲量から年齢別資源量指標値が算出されている。東シナ海・日本海西部で操業する大中型まき網の網数は、1980 年代後半に過去最多となったが、1990 年以降に減少し、2015 年には 5,953 網と 1973 年以降で最少となった。以上より 5 点を配点する。

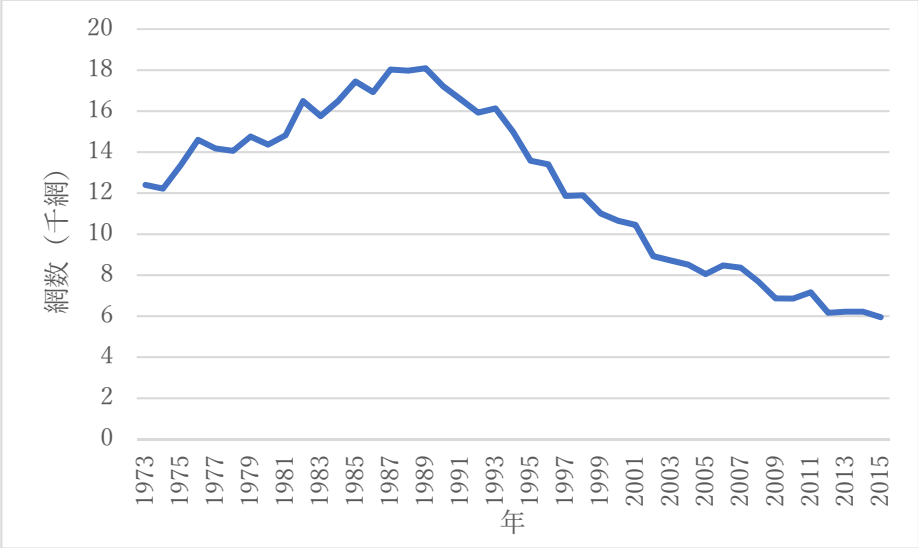

図 1.1.2.3　大中型まき網の網数

1点	2点	3点	4点	5点
利用できる情報はない	分布域の一部について短期間の情報が利用できる	分布域の全体を把握できる短期間の情報が利用できる	分布域の一部について長期間の情報が利用できる	分布域の全体を把握できる長期間の情報が利用できる

1.1.2.4 水揚物の生物調査

対象海域の主要な市場で、月別体長・体重・年齢・成熟データ収集のための調査が県、JAFIC、西海区水研等により実施されている（黒田ほか 2017）以上より 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
利用できる情報はない	分布域の一部について短期間の情報が利用できる	分布域の全体を把握できる短期間の情報が利用できる	分布域の一部について長期間の情報が利用できる	分布域の全体を把握できる長期間の情報が利用できる

1.1.3 資源評価の方法と評価の客観性

資源評価は、漁業が与える影響に対し漁獲生物資源がどのように変化したか、また、将来の動向を予測するため、漁獲統計資料や各種の調査情報を収集解析することであり、資源（漁業）管理のための情報として非常に重要である（松宮 1996）。資源評価方法、資源評価結果の客観性の 1.1.3.1、1.1.3.2 の 2 項目で評価する。

1.1.3.1 資源評価の方法

最近年の漁獲係数 F を、各年齢の資源量指標値によるチューニングで推定したコホート解析により年齢別資源尾数が算定されている。各年の年齢別資源量尾数は 1992 年

から推定されている（黒田ほか 2017）。以上より評価手法 1 により判定し、5 点を配点する。

評価手法	1点	2点	3点	4点	5点
①	.	.	.	単純な現存量推定の経年変化により評価	詳細に解析した現存量推定の経年変化により評価
②	.	.	単純なCPUEの経年変化により評価	詳細に解析したCPUEの経年変化により評価	.
③	.	一部の水揚げ地の漁獲量経年変化のみから評価または、限定的な情報に基づく評価	漁獲量全体の経年変化から評価または、限定的な情報に基づく評価	.	.
④	.	.	.	調査に基づき資源評価が実施されている	精度の高い調査に基づき資源評価が実施されている
⑤	資源評価無	.	.	.	.

1.1.3.2 資源評価の客観性

水産庁の我が国周辺水域漁業資源評価等推進事業の参画機関である、国立研究開発法人水産総合研究機構および道府県の水産試験研究機関等には解析およびデータを資源評価検討の場であるブロック資源評価会議前に公開している。資源評価の翌年度までにデータを含め、水産庁のホームページにて公開している。報告書作成過程では、複数の有識者による助言協力を仰ぎ、有識者の意見にそった修正がブロックの資源評価会議でなされる。ゴマサバ東シナ海系群は 8 月上旬に開催される西海区ブロック資源評価会議でその資源評価案が議論される。資源評価への関心が高まっていることを踏まえ、本会議は公開し一般傍聴を受け付けている。また、パブリックコメントの受付もしている。データや検討の場が公開されており、資源評価手法並びに結果については外部査読が行われている。以上より 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
データや検討の場が非公開であり、報告書等の査読も行われていない	.	データや検討の場が条件付き公開であり、資源評価手法並びに結果については内部査読が行われている	.	データや検討の場が公開されており、資源評価手法並びに結果については外部査読が行われている

1.2 対象種の資源水準と資源動向

1.2.1 対象種の資源水準と資源動向

資源評価から得られる水準と動向の情報は、対象資源の生物学的側面にとどまらず、社会、経済にも直結する重要な情報である。このため、資源評価結果から得られる資源水準と動向については単一項目として評価する。我が国では ABC 算定のための基本規則を制定し、資源水準と動向を組み合わせた資源評価を実施してきた（水産庁・水産総合研究センター 2016）。本評価では、同規則に従い対象資源の資源水準（高位、中位、低位）と動向（増加、横ばい、減少）の組み合わせより、資源状態を評価する。ここで、資源水準とは、過去 20 年以上にわたる資源量（漁獲量）の推移から「高位・中位・低位」の 3 段階で区分したもの、動向とは資源量（資源量指数、漁獲量）の過去 5 年間の推移から「増加・横ばい・減少」に区分したものと定義する。

資源変動が比較的安定している本系群において、高加入を得るためには、親魚量が 1992～2015 年における最低水準を下回らないことが望ましい。この期間における最低水準である 2009 年の親魚量（33 千トン）を資源回復の閾値（Blimit）とした。資源水準は過去 24 年間の資源量の上位 1/3 を高位、Blimit を中位と低位の境界とした。2015 年の資源量は上位の 3 分の 1 以下で、親魚量（45 千トン）は Blimit を上回っていることから、2015 年の資源水準を中位とした。また最近 5 年間（2011～2015 年）の資源量の推移から、動向を減少と判断した。以上より 2 点を配点する。

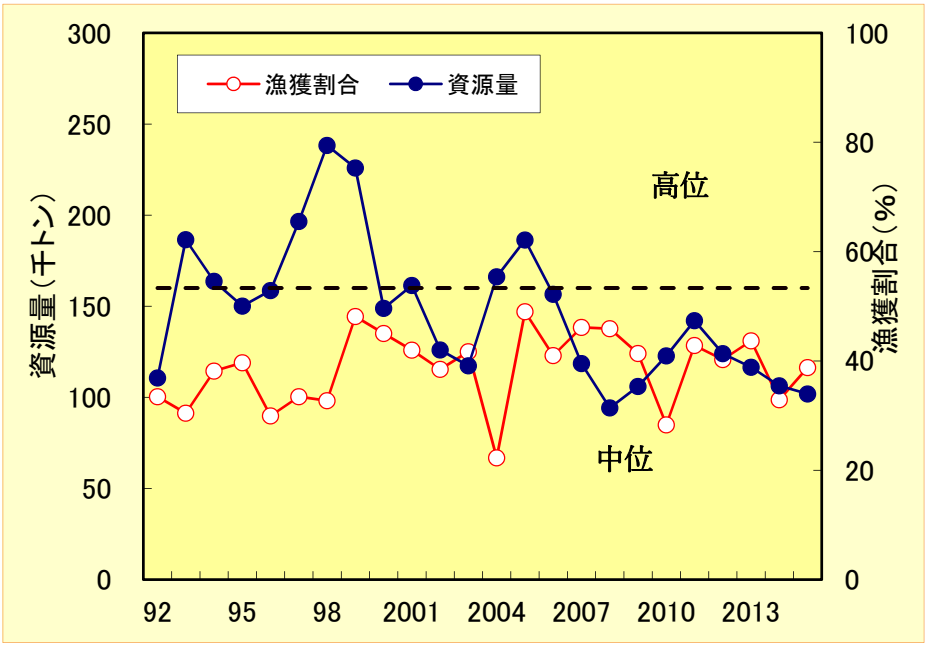

図 1.2.1a　資源量、漁獲割合（点線は水準の境界）

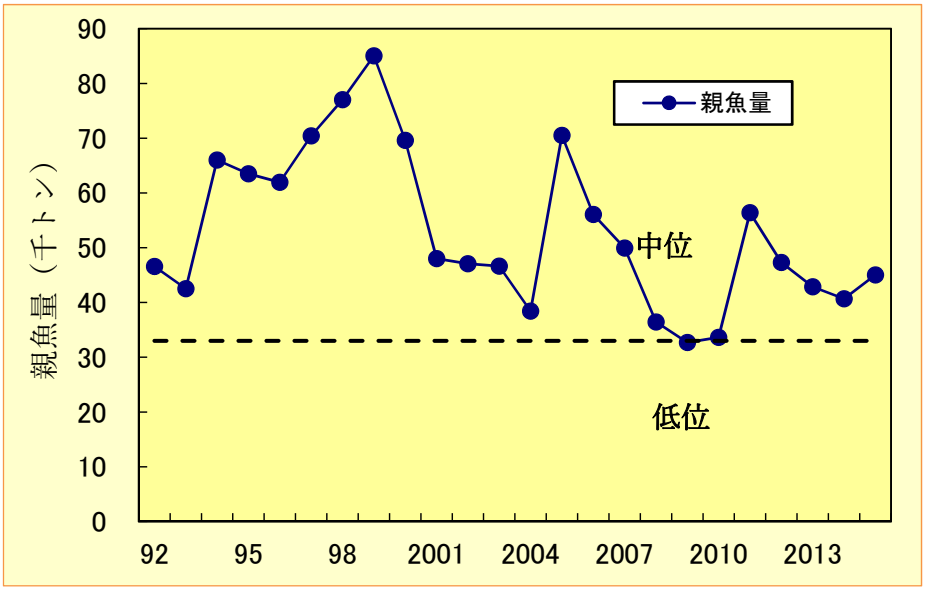

図 1.2.1b　親魚量の変化（点線は水準の境界）

1点	2点	3点	4点	5点
低位・減少 低位・横ばい 判定不能、不明	低位・増加 中位・減少	中位・横ばい	高位・減少 中位・増加	高位・増加 高位・横ばい

1.3 対象種に対する漁業の影響評価

1.3.1 現状の漁獲圧が対象資源の持続的生産に及ぼす影響

2015 年の親魚量は Blimit を上回っているが、Fcurrent は提示された Flimit の最大値よりわずかに大きい（黒田ほか 2017）。以上より評価手法 1 により判定し、3 点を配点する。

評価手法	1点	2点	3点	4点	5点
①	Bcur ≦ Blimit Fcur ＞ Flimit	.	Bcur ＞ Blimit Fcur ＞ Flimit または Bcur ≦ Blimit Fcur ≦ Flimit	.	Bcur ＞ Blimit Fcur ≦ Flimit
②	Ccur ＞ ABC	.	.	Ccur ≦ ABC	.
③	漁業の影響が大きい	.	漁業の影響が小さい	.	.
④	不明、判定不能	.	.	.	.

1.3.2 現状漁獲圧での資源枯渇リスク

将来予測の結果では、将来の加入変動を考慮しない場合、Fcurrent における親魚量は、わずかに減少傾向だった（黒田ほか 2017）。加入変動を考慮した場合、2021 年に 2015 年の親魚量を維持できる確率は 25%であり、Blimit の維持確率は 49%であった。現状の漁獲圧では親魚量が維持できないリスクが存在する。以上より評価手法 1 により判定し、3 点を配点する。

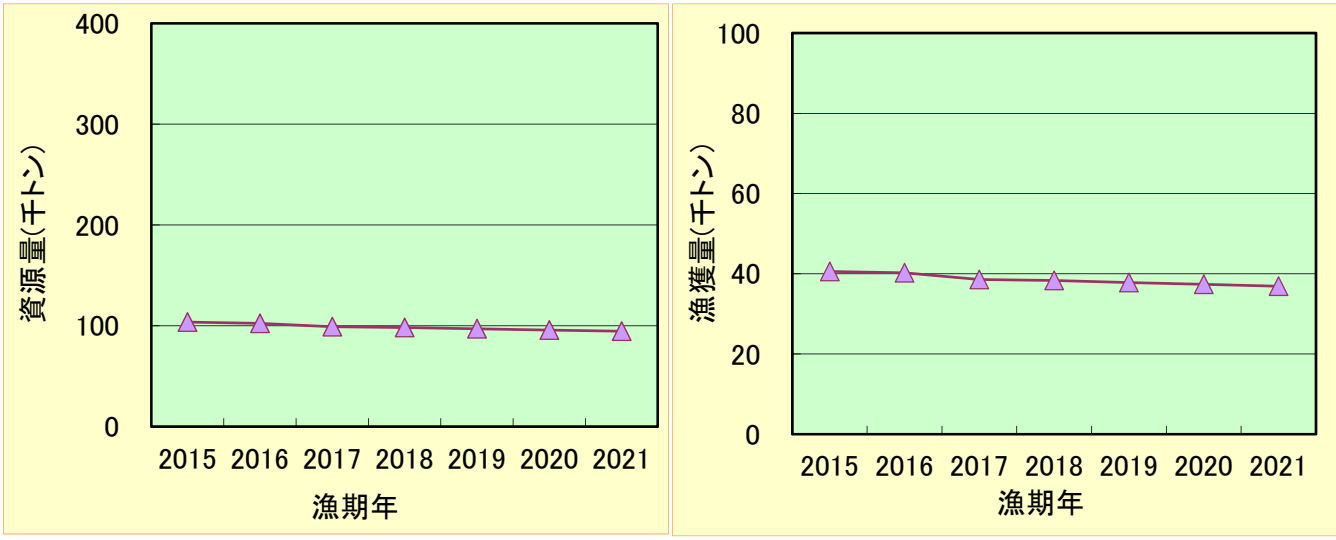

図 1.3.2　現状の漁獲圧の下での資源量と漁獲量の将来予測

評価手法	1点	2点	3点	4点	5点
①	資源枯渇リスクが高いと判断される	.	資源枯渇リスクが中程度と判断される	.	資源枯渇リスクがほとんど無いと判断される
②③	資源枯渇リスクが高いと判断される	資源枯渇リスクが中程度と判断される	.	資源枯渇リスクが低いと判断される	.
④	判定していない	.	.	.	.

1.3.3 資源評価結果の漁業管理への反映

資源評価は、それ自体が最終的な目的ではなく資源管理、漁業管理のための情報を増大させる一環として位置づけられる（松宮 1996）。漁業管理方策策定における資源評価結果の反映状況を、規則と手続きの視点から評価する。

1.3.3.1 漁業管理方策の有無

評価の結果を受けて、TAC が ABC に等しく設定されて、水産政策審議会で承認されている（水産政策審議会資源管理分科会 2016a）。以上より 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
漁獲制御規則はない	漁獲制御規則があるが、漁業管理には反映されていない	.	.	漁獲制御規則があり、資源評価結果は漁業管理に反映されている

1.3.3.2 予防的措置の有無

我が国の資源管理のための漁獲方策（harvest control rule）では、管理基準設定に際し不確実性を考慮した管理基準が設定されているが、現状の管理には反映されていない。以上より 2 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
予防的措置は考慮されていない	.	.	.	予防的措置は考慮されている

1.3.3.3 環境変化が及ぼす影響の考慮

ゴマサバについては水温と再生産の関係が調べられており、加入量変動との関連がある程度把握されている（黒田ほか 2017）。TAC 設定の基となる ABC 算定では将来の RPS として近年（1990 年以降）の RPS が使われるなどある程度環境レジームの影響を考慮している。以上より 4 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
環境変化の影響については、調べられていない	環境変化の影響が存在すると思われるが、情報は得られていない	環境変化の影響が存在するが、全く考慮されていない	環境変化の影響が把握され、一応考慮されている	環境変化の影響が把握され、十分に考慮されている

1.3.3.4 漁業管理方策の策定

水産政策審議会資源管理分科会において有識者や利害関係者から構成される委員を含めた検討が行われている。水産政策審議会資源管理分科会において有識者や利害関係者から構成される委員を含めた検討が行われている（水産政策審議会資源管理分科会 2016b）。また、自主的な管理方策として、平成 21（2009）年度から平成 23（2011）年度の間、日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）資源回復計画が実施された（水産庁 2012）。小型魚保護を目的とした本計画は、小型魚を主体とする漁獲があった場合、大中型まき網漁業に対しては集中的な漁獲圧をかけないよう速やかな漁場移動を求め、中・小型まき網漁業に対しては団体毎に一定日数の休漁や水揚げ日数制限等の漁獲規制を行った。これらの取り組みは平成 24（2012）年度以降も、新たな枠組みである資源管理指針・計画の下で継続されている。以上より 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
外部専門家や利害関係者の意見は全く取り入れられていない、または、資源評価結果は漁業管理へ反映されていない	.	内部関係者の検討により、策定されている	外部専門家を含めた検討の場がある	外部専門家や利害関係者を含めた検討の場が機能している

1.3.3.5 漁業管理方策への遊漁、外国漁船、IUU 漁業などの考慮

ゴマサバ東シナ海系群は韓国、中国にも分布する。資源解析には韓国の漁獲は考慮しているが、中国の漁獲は考慮していない（黒田ほか 2017）。以上より 3 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
遊漁、外国漁船、IUUなどの漁獲の影響は考慮されていない	遊漁、外国漁船、IUUなどの漁獲を考慮した漁業管理方策の提案に向けた努力がなされている	遊漁、外国漁船、IUUなどの漁獲を一部に考慮した漁業管理方策の提案がなされている	遊漁、外国漁船、IUUなどの漁獲を十分に考慮した漁業管理方策の提案がなされている	遊漁、外国漁船、IUUなどの漁獲を完全に考慮した漁業管理方策の提案がなされている

引用文献

IUCN Standards and Petitions Subcommittee (2014) Guidelines for Using the IUCN Red List Categories and Criteria. Version 11. Prepared by the Standards and Petitions Subcommittee. Downloadable from http://www.iucnredlist.org/documents/RedListGuidelines.pdf, 2018/5/10.

黒田啓行・依田真里・林　晃・竹垣草世香・髙橋素光 (2017) 平成 28(2016)年度 ゴマサバ東シナ海系群の資源評価. 平成 28 年度 我が国周辺水域の漁業資源評価 第 1 分冊, 267-298.

松宮義晴 (1996) 「水産資源管理概論」. 日本水産資源保護協会, 東京, 77pp.

水産庁（2012）第 19 回日本海・九州西広域漁業調整委員会 資料 2-10-1 日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）. 資源回復計画の評価・総括 www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/nihonkai/pdf/n19-2-10-1.pdf

水産庁・水産総合研究センター (2016) 平成 27 年度 我が国周辺水域の漁業資源評価. 1938pp.

水産政策審議会資源管理分科会 (2016a) 第 77 回資源管理分科会資料 2-4 平成 28 年漁期さば漁獲可能量(TAC)案について http://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/pdf/77-data2-4.pdf, 2018/10/1.

水産政策審議会資源管理分科会 (2016b) 第 80 回資源管理分科会 資料 1 資源管理分科会委員・特別委員名簿. http://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/161125-16.pdf. 2018/10/1

田中昌一 (1998) 「増補改訂版　水産資源学総論」. 恒星社厚生閣, 東京, 406pp.

Yukami, R., S. Oshimo, M. Yoda and Y. Hiyama (2009) Estimation of the spawning grounds of chub mackerel Scomber japonicus and spotted mackerel Scomber australasicus in the East China Sea based on catch statistics and biometric data. Fish. Sci., 75, 167-174.

2. 海洋環境と生態系への配慮

概要

生態系情報・モニタリング（2.1）

評価対象である日本海西区は、東シナ海から対馬海峡を通じて流入する対馬暖流が表層 300m以浅を覆うが、北緯 40 度付近に形成される極前線より北は低温、低塩分の海水が分布している。当該水域はブリ、マアジ、イワシ類、マサバ、スルメイカなど重要魚種の分布と水温の関係などに関する研究は豊富であるが、海洋環境と基礎生産力、低次生産の関係など生態系に関する研究例は限られている（2.1.1　4 点）。海洋環境及び漁業資源に関する調査が水産機構の調査船及び関係府県の調査船によって毎年多数実施され、様々な時系列データ項目をモニタリングしている（2.1.2　4 点）。評価対象漁業による魚種別漁獲量は把握される体制にあるが、混獲非利用種や希少種について、漁業から情報収集できる体制は整っていない（2.1.3　3 点）。

同時漁獲種（2.2）

大中型まき網での混獲利用種であるマサバ、マアジ、マイワシ、ブリのうちマサバの資源状態は懸念される状態と考えられた（2.2.1　3 点）。混獲非利用種については情報がなかった（2.2.2　1 点）。当該海域に分布する環境省レッドリスト掲載種に対する両漁業の PSA 評価はともに全体では低リスクであったが、アカウミガメ、アオウミガメについは中程度リスクと評価された（2.2.3　3 点）。

生態系・環境（2.3）

ゴマサバ捕食者としてブリ、クロマグロ、サワラ、ハンドウイルカ、カマイルカ、コビレゴンドウ、ミンククジラの資源状態、変動要因に関して判断のためのデータが乏しい種があった（2.3.1.1　3 点）。餌生物に関しては動物プランクトン、カタクチイワシについてゴマサバの影響は見出せなかった（2.3.1.2　4 点）。競争者であるマサバ、マアジについてはマサバの資源状態は懸念される状態であった（2.3.1.3　3 点）。

大中型まき網、中・小型まき網とも漁業の影響強度は低く、生態系特性に不可逆的な変化は起こっていないと考えられた（2.3.2　4 点）。

まき網は基本的には網丈より深い水深帯で操業される表中層漁業であり、まき網の着底による影響は小さいと考えられる（2.3.3　4 点）。対象漁業からの排出物は適切

に管理されており、水質環境への負荷は軽微であると判断された（2.3.4　4点）。大中型まき網、中・小型まき網は我が国の漁船漁業の中では燃油消費量や温暖化ガスの環境負荷量が比較的小さい漁業であると考えられる（2.3.5　4点）。

評価範囲

①　評価対象漁業の特定

農林水産統計（市町村別結果からの積算集計）ではマサバ、ゴマサバは区別されておらず、さば類として計上されている。ここでは2015年の大海区別漁業種類別さば類漁獲量を海域ごとのマサバ：ゴマサバ比率（黒田ほか 2018）で按分して海区別漁業種類別マサバ漁獲量を推定した。それによると日本海西区はゴマサバ6,072トンのうち大中型1そうまき91%、中・小型まき8%であった。よって評価対象漁業は大中型1そうまき網とする。

②　評価対象海域の特定

我が国周辺のゴマサバはその資源構造から太平洋系群、東シナ海系群に分けられているが、ここでは東シナ海系群の分布域のうち日本海西区を対象海域とする。日本海西区における漁獲量は、①での推定値を用いると対馬暖流系群全体の漁獲量の21%を占める。ちなみに第1位は東シナ海区で79%である。

③　評価対象漁業と生態系に関する情報の集約と記述

1)　漁具、漁法

網地長さ：1,440～1,500 m、網中央部長さ（375～420 m）

2)　船サイズ、操業隻数、総努力量

網船：80トン、135トン、199トン

1そうまき：5ヶ統、総努力量：不明であるが、2013年漁業センサス（農林水産省 2014）によれば大中型まき網の全国の平均出量日数は203日／年。

3)　主要魚種の年間漁獲量

2016年農林統計（農林水産省）による、日本海西区における漁獲量5,000トン以上の

魚種は以下に示す通りである。

	漁獲量（トン）	全漁獲量比（%）
さば類	48,496	17.3
マイワシ	43,055	15.4
ぶり類	39,263	14.0
マアジ	35,447	12.7
スルメイカ	11,690	4.2
ベニズワイガニ	9,889	3.5
サワラ類	9,806	3.5
かれい類	9,357	3.3
カツオ	9,292	3.3
カタクチイワシ	5,496	2.0
漁獲量合計	279,737	

4） 操業範囲：大海区、水深範囲

まき網の網丈は大中型で 100～250m（日本水産資源保護協会 2016）であるため、基本的にはそれより深い水深帯で操業されるものと思われるが、底質が砂など漁具の破損を伴わない場合は、海底にまき網の下部が接することもある。水研センター・開発調査センター（2011、2012）による大中型まき網試験操業の記録でも平成 21、22 年にそれぞれ 63 回中 7 回、62 回中 13 回は（網袖に付けた）中央ゾンデの水深が操業海域の水深と等しくなっていた（うち 6 回は海底と記録されていた）。

5） 操業の時空間分布

詳細は不明

6） 同時漁獲種

2016 年の農林水産統計によれば、日本海西区での大中型 1 そうまき網での魚種別漁獲量で上位 6 位は以下の通りである。割合は当該漁法による全漁獲量に対する比とした。上位 6 種までで累計 97%を越えていた。

大中型 1 そうまき網

	漁獲量（t）	割合（%）
さば類	20,125	33.7
ぶり類	15,736	26.4
マイワシ	13,152	22.1
マアジ	7,618	12.8
クロマグロ	1,389	2.3
さわら類	152	0.3
累計	58,172	97.5

非利用種：不明

7)　　希少種

環境省による 2017 年レッドデータブック（環境省 2017）掲載種の中で、生息環境が日本海西区と重複する動物は以下の通りである。

爬虫類　　アカウミガメ（EN)、アオウミガメ（VU)

鳥類　　ヒメウ（EN)、ヒメクロウミツバメ（VU)、コアジサシ（VU)、カンムリウミスズメ（VU)

ゴマサバを対象とするまき網漁業は、海洋の表層で操業するため、鳥類のうち干潟に生息するもの、および淡水・汽水魚、貝類などは評価対象から除外した。

2.1 操業域の環境・生態系情報、科学調査、モニタリング

2.1.1 基盤情報の蓄積

日本海の表層はゴマサバのみならずイワシ類、マサバ、スルメイカ、ブリなど重要魚種の生育、索餌海域に当たり、漁場が形成されるため、分布域と水温の関係などに関する研究例は豊富である（大下 2008、井野ほか 2006、田ほか 2010、木所 2008、岸田・木所 2008）。ただし、海洋環境と基礎生産力、低次生産の関係など生態系モデル構築に必要となる研究例は少ない。したがって 4 点とする。

1点	2点	3点	4点	5点
利用できる情報はない		部分的だが利用できる情報がある	リスクベース評価を実施できる情報がある	現場観測による時系列データや生態系モデルに基づく評価を実施できるだけの情報が揃っている

2.1.2 科学調査の実施

当該海域では生態系モデリングに関する研究は未着手であるが、海洋環境及び漁業資源に関する調査が水産機構の調査船によって毎年実施されている。その規模は平成 28 年度では、当該海域に関係する卵稚仔調査、浮魚類調査、底魚類調査、大型クラゲ類調査で 10 航海（延べ 122 日）実施された（水産機構　内部資料）。また沿岸各県によって毎月水温、塩分等の定線観測が実施されている。したがって 4 点とする。

1 点	2 点	3 点	4 点	5 点
科学調査は実施されていない		海洋環境や生態系について部分的・不定期的に調査が実施されている	海洋環境や生態系に関する一通りの調査が定期的に実施されている	海洋環境モニタリングや生態系モデリングに応用可能な調査が継続されている

2.1.3 漁業活動を通じたモニタリング

大中型まきあみ漁業は漁獲成績報告書の提出が義務づけられているため利用種の漁獲量は把握出来る体制にある。知事許可漁業である中・小型まき網についても魚種別漁獲量は把握される。しかし、漁獲成績報告書に記載されない混獲非利用種や希少種について、漁業から情報収集できる体制は整っていない。したがって 3 点とする。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業活動から情報は収集されていない		混獲や漁獲物組成等について部分的な情報を収集可能である	混獲や漁獲物組成等に関して代表性のある一通りの情報を収集可能である	漁業を通じて海洋環境や生態系の状態をモニタリングできる体制があり、順応的管理に応用可能である

2.2 同時漁獲種

2.2.1 混獲利用種

・大中型まき網

ゴマサバの混獲利用種は③6)から、マサバ、マアジ、マイワシ、ブリとした。この4種についてCA評価を行い3点とした。

ゴマサバ混獲利用種CA評価

評価対象漁業	大中型まき網	
評価対象海域	日本海西区	
評価対象魚種	ゴマサバ	
評価項目番号	2.2.1.1	
評価項目	混獲種への影響	
評価対象要素	資源量	3
	再生産能力	
	年齢・サイズ組成	
	分布域	
	その他：	
評価根拠概要	マアジ、マイワシ、ブリについては資源状態は懸念される状態にないが、マサバ対馬暖流系群は資源状態が低位・増加であり混獲の影響が懸念される。このため3点とする。	
評価根拠	混獲種であるマサバ（対馬暖流系群）、マアジ（対馬暖流系群）、マイワシ（対馬暖流系群）、ブリ、及びゴマサバ（東シナ海系群）の資源量経年変化は図2.2.1.1aの通りである。混獲種の資源状態は以下の通りである。 ・マサバ対馬暖流系群：資源の水準・動向は低位・増加、現状の漁獲圧が続いた場合5年後の資源量は増加すると推測される（黒田ほか 2018a）。 ・マアジ対馬暖流系群：資源の水準・動向は中位・増加、現状の漁獲圧が続いた場合5年後の資源量は増加すると推測される（依田ほか 2018）。 ・マイワシ対馬暖流系群：資源の水準・動向は中位・横ばい、現状の漁獲圧が続いた場合5年後の資源量は増加すると推測される（安田ほか 2018）。 ・ブリ：資源の水準・動向は高位・増加、現状の漁獲圧が続いた場合5年後の資源量はほぼ現状を維持すると推測される（久保田ほか 2018）。 以上の通りマアジ、マイワシ、ブリの資源状態は懸念される状態にないが、マサバについては増加傾向とはいえ依然低位水準であり混獲の影響を排除できない。このことから全体のスコアは3点とする。	

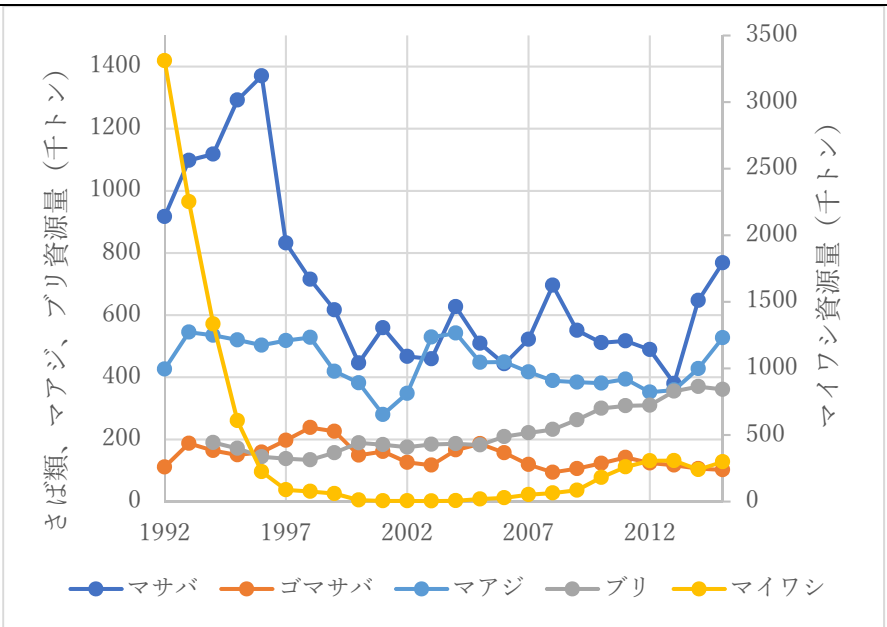

図2.2.1.1a　混獲種及びゴマサバの資源量経年変化

1点	2点	3点	4点	5点
評価を実施できない	混獲利用種の中に資源状態が悪い種もしくは混獲による悪影響のリスクが懸念される種が多く含まれる	混獲利用種の中に混獲による資源への悪影響が懸念される種が少数含まれる。CAやPSAにおいて悪影響のリスクは総合的に低いが、悪影響が懸念される種が少数含まれる	混獲利用種の中に資源状態が悪い種もしくは混獲による悪影響のリスクが懸念される種が含まれない	個別資源評価に基づき、混獲利用種の資源状態は良好であり、混獲利用種は不可逆的な悪影響を受けていないと判断される

2.2.2 混獲非利用種

混獲非利用種については、両漁業とも情報がないため 1 点とする。

1点	2点	3点	4点	5点
評価を実施できない	混獲非利用種の中に資源状態が悪い種が多数含まれる。PSAにおいて悪影響のリスクが総合的に高く、悪影響が懸念される種が含まれる	混獲非利用種の中に資源状態が悪い種が少数含まれる。PSAにおいて悪影響のリスクは総合的に低いが、悪影響が懸念される種が少数含まれる	混獲非利用種の中に資源状態が悪い種は含まれない。PSAにおいて悪影響のリスクは低く、悪影響が懸念される種は含まれない	混獲非利用種の個別資源評価により、混獲種は資源に悪影響を及ぼさない持続可能レベルにあると判断できる

2.2.3 希少種

環境省が指定した絶滅危惧種のうち、評価対象水域と分布域が重複する種は、上記

「評価範囲」③7)の通り、アカウミガメ、アオウミガメ、ヒメウ、ヒメクロウミツバメ、コアジサシ、カンムリウミスズメである。これらの種について生物特性等をまとめたものが表 2.2.3a である。まき網について PSA 評価を行った結果（表 2.2.3b）、スコアの全体平均は 2.58 でリスクは低程度であったがアカウミガメ、アオウミガメのリスクが中程度となったため評価点は 3 点とする。

表 2.2.3a. 希少種の生産性に関する生物特性値

評価対象生物	成熟開始年齢（年）	最大年齢（年）	抱卵数	最大体長 (cm)	成熟体長 (cm)	栄養段階 TL	出典
アカウミガメ	35	70～80	400	100	80	4	南・菅沼(2016), 石原(2012)
アオウミガメ	20～50	80	110	100	80	2	東京都島しょ農林水産総合センター, Wabnitz *et al* (2010)
ヒメウ	3		3	73	63	4.2	浜口ほか(1985), Hobson *et al*. (1994), Clapp et al. (1982)
ヒメクロウミツバメ	2	6	1	20	19	3.6	浜口ほか(1985), Klimkiewicz *et al*. (1983)
コアジサシ	3	21	2.5	28	22	3.8	浜口ほか(1985), Clapp *et al*. (1982)
カンムリウミスズメ	2	7	2	26	24	3.8	叶内ほか(1998), Preikshot (2005)

表 2.2.3b. 希少種の PSA 評価

	評価対象生物			P(生産性, Productivity)スコア									S(感受性, Susceptibility)スコア					PSA評価結果	
採点項目	標準和名	科名	脊椎動物or無脊椎動物	成熟開始年齢	最高年齢	抱卵数	最大体長	成熟体長	繁殖戦略	栄養段階	密度依存性	Pスコア総合点（算術平均）	水平分布重複度	鉛直分布重複度	漁具の選択性	遭遇後死亡率	Sスコア総合点（幾何平均）	PSAスコア	リスク区分
2.2.3	アカウミガメ	ウミガメ科	脊椎動物	3	3	2	2	2	2	3		2.43	2	3	1	2	1.86	3.06	中程度
2.2.3	アオウミガメ	ウミガメ科	脊椎動物	3	3	2	2	2	2	2		2.29	1	3	1	2	1.57	2.77	中程度
2.2.3	ヒメウ	ウ科	脊椎動物	1	2	3	1	2	3	3		2.14	1	3	1	1	1.32	2.51	低い
2.2.3	ヒメクロウミツバメ	ウミツバメ科	脊椎動物	1	1	3	1	1	3	3		1.86	2	3	1	1	1.57	2.43	低い
2.2.3	コアジサシ	カモメ科	脊椎動物	1	1	3	1	1	3	3		1.86	1	3	1	1	1.32	2.28	低い
2.2.3	カンムリウミスズメ	ウミスズメ科	脊椎動物	1	1	3	1	1	3	3		1.86	2	3	1	1	1.57	2.43	低い
対象漁業	大中型・中型まき網漁業	対象海域	日本海西区												PSAスコア全体平均			2.58	低い

表 2.2.3c　PSA 評価採点

	P（生産性スコア）	1（高生産性）	2（中生産性）	3（低生産性）
P1	成熟開始年齢	＜ 5年	5-15年	＞ 15年
P2	最高年齢（平均）	＜ 10歳	10-25歳	＞ 25歳
P3	抱卵数	＞ 20,000卵／年	100-20,000卵／年	＜ 100卵／年
P4	最大体長（平均）	＜ 100 cm	100-300 cm	＞ 300 cm
P5	成熟体長（平均）	＜ 40 cm	40-200 cm	＞ 200 cm

P6	繁殖戦略	浮性卵放卵型	沈性卵産み付け型	胎生・卵胎生
P7	栄養段階	< 2.75	2.75-3.25	> 3.25
P8	密度依存性（無脊椎動物のみ適用）	低密度における補償作用が認められる	密度補償作用は認められない	低密度における逆補償作用(アリー効果）が認められる
P	Pスコア総合点	算術平均により計算する		=(P1+P2+…Pn)/n
	S（感受性スコア）	1（低感受性）	2（中感受性）	3（高感受性）
S1	水平分布重複度	< 10 %	10-30 %	> 30%
S2	鉛直分布重複度	漁具との遭遇確率低い	漁具との遭遇確率は中程度	漁具との遭遇確率高い
S3	漁具の選択性	成熟年齢以下の個体は漁獲されにくい	成熟年齢以下の個体が一般的に漁獲される	成熟年齢以下の個体が頻繁に漁獲される
S4	遭遇後死亡率	漁獲後放流された個体の多くが生存することを示す証拠がある	漁獲後放流された個体の一部が生存することを示す証拠がある	漁獲後保持される、もしくは漁獲後放流されても大半が死亡する
S	Sスコア総合点	幾何平均により計算する		'=(S1*S2*...Sn)^(1/n)
	PSAスコア	< 2.64 低い	2.64-3.18 中程度	> 3.18 高い
	PSAスコア総合点	PとSのユークリッド距離として計算する		'=SQRT(P^2 +S^2)
	全体評価	PSAスコア全体平均値および高リスク種の有無に基づき評価する		

1点	2点	3点	4点	5点
評価を実施できない	希少種の中に資源状態が悪く、当該漁業による悪影響が懸念される種が含まれる。PSAやCAにおいて悪影響のリスクが総合的に高く、悪影響が懸念される種が含まれる	希少種の中に資源状態が悪い種が少数含まれる。PSAやCAにおいて悪影響のリスクは総合的に低いが、悪影響が懸念される種が少数含まれる	希少種の中に資源状態が悪い種は含まれない。PSAやCAにおいて悪影響のリスクは総合的に低く、悪影響が懸念される種は含まれない	希少種の個別評価に基づき、対象漁業は希少種の存続を脅かさないと判断できる

2.3 生態系・環境

2.3.1 食物網を通じた間接作用

2.3.1.1 捕食者

ゴマサバの捕食者は大型魚類（黒田ほか 2018b)、海産ほ乳類などと考えられる。日本海西部で漁獲量が大きい魚食性魚類としてはブリ、クロマグロ、及びサワラが挙げられる。海産ほ乳類としてはハンドウイルカ、カマイルカ、コビレゴンドウ、ミンククジラ（南川 2018）などのほ乳類が挙げられる。餌生物であるマサバの漁獲による捕食者資源への影響は見いだせなかったが鯨類には動向が不明とされる種が存在したためスコアは 3 点とする。

2.3.1.1　ゴマサバ捕食者についての CA 評価

評価対象漁業	大中型まき網	
評価対象海域	日本海西区	
評価対象魚種	ゴマサバ	
評価項目番号	2.3.1.1	
評価項目	捕食者への影響	
評価対象要素	資源量	3
	再生産能力	
	年齢・サイズ組成	
	分布域	
	その他：	
評価根拠概要	ゴマサバ捕食者としてブリ、クロマグロ、サワラ、ハンドウイルカ、カマイルカ、コビレゴンドウ、ミンククジラを対象とした。これらの資源動向に関して、不明の種が存在したため 3 点とした。	
評価根拠	ゴマサバ捕食者の資源状態は以下の通りである。 ・ブリ：資源の水準・動向は、高位・横ばいである。現状の漁獲圧が続いた場合 5 年後の資源量はほぼ現状維持と推測される（久保田ほか 2018）。 ・クロマグロ：クロマグロ：太平洋のクロマグロの資源状態は低位・横ばいである（中塚ほか 2018）。クロマグロは産卵場が南西諸島海域と日本海西部にあるが両者の関係などは十分には知られていないため、日本海西区におけるクロマグロの豊度としてはまき網で漁獲され鳥取県境港港に水揚げされるクロマグロの漁獲量（鳥取県 2018a）を用いた。クロマグロ漁獲量の経年変化は図2.3.1.1aの通りである。資源水準は不明であるが、境港における漁獲量は長期的に見て減少傾向にはない。 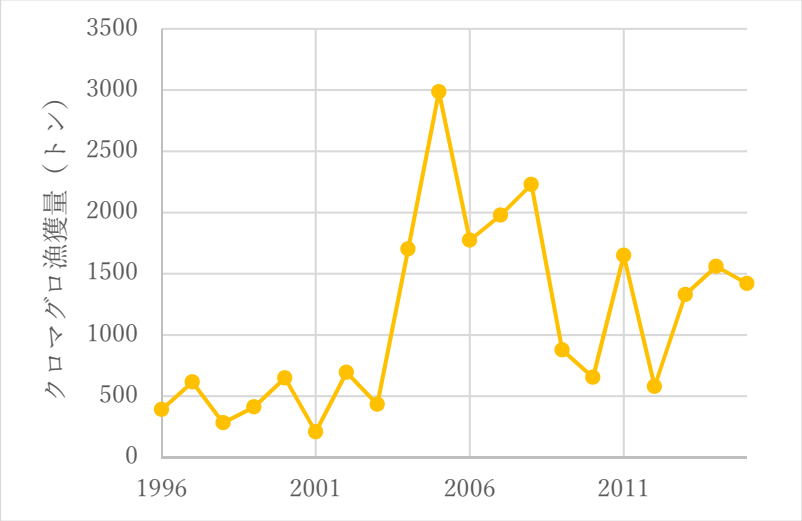 図 2.3.1.1a　境港におけるクロマグロ漁獲量 ・サワラ東シナ海系群：資源量指標値から算定した資源の水準・動向は高位・横ばいである。2000 年以降は日本海での漁獲量が急激に増加した（高橋・依田 2018）。 　以上の通り魚食性魚類については、サワラ、ブリは資源水準が高位である。クロマグロは太平洋全体では低位・横ばい日本海の漁獲量では資源水準は不明であるが減少傾向は見られない。 ほ乳類のうち、ミンククジラ東シナ海・黄海・日本海系群については、資源状態は不明であるが隣接するオホーツク海・北西太平洋系群は高位・増加で	

	あることから類推して資源が懸念される状況にはない(南川 2017)。その他の鯨類、小型鯨類については評価できるデータが揃っていない。 餌生物であるゴマサバの漁獲による捕食者資源への影響は見いだせなかったが鯨類には動向が不明とされる種が存在した。このことからスコアは 3 点とする。

1点	2点	3点	4点	5点
評価を実施できない	多数の捕食者に定向的変化や変化幅の増大などの影響が懸念される	一部の捕食者に定向的変化や変化幅の増大などの影響が懸念される	CAにより対象漁業の漁獲・混獲によって捕食者が受ける悪影響は検出されない	生態系モデルベースの評価により、食物網を通じた捕食者への間接影響は持続可能なレベルにあると判断できる

2.3.1.2 餌生物

仔魚期には橈脚類や尾虫類、幼稚魚期にはイワシ類などの仔稚魚、成魚期には浮遊性甲殻類や小型魚類を主に捕食する（辻田・近藤 1957)。ここでは浮遊性甲殻類の指標と考えられる動物プランクトン湿重量とカタクチイワシをゴマサバの餌生物として CA 評価を行った。

2.3.1.2　ゴマサバ餌生物についての CA 評価

評価対象漁業	中・小型まき網	
評価対象海域	日本海西区	
評価対象魚種	ゴマサバ	
評価項目番号	2.3.1.2	
評価項目	餌生物への影響	
評価対象要素	動物プランクトン現存量、カタクチイワシ資源量	4
	再生産能力	
	年齢・サイズ組成	
	分布域	
	その他	
評価根拠概要	1973年から2000年までのデータであるが、動物プランクトンはレジームシフトに伴う周期的な変動を示し、カタクチイワシは横ばい傾向を示した。動物プランクトン湿重量、カタクチイワシ資源量とゴマサバ資源量の間には、捕食による資源への影響は見出せなかったため4点とする。	
評価根拠詳細	日本海西部、対馬暖流域における動物プランクトンの現存量については、気象庁による日本海PM線での動物プランクトン湿重量（南ほか 1999、井口ほか 2003）が存在する。カタクチイワシの対馬暖流系群については1977年以降の資源量が算定されている（林ほか 2018)。 南ほか（1999)、井口ほか（2003）による日本海PM線の動物プランクトン湿重量の年偏差時系列を図2.3.1.2aに示す。気象庁による観測は年数回行われていたが、ブルームの時期である春季（ここでは3～6月とした）の平均値と年平均値を示したが両者は同じ傾向を示した。図には参考に東シナ海の動物プランクトン湿重量年偏差（Yoo *et al.* 2005）も示した。	

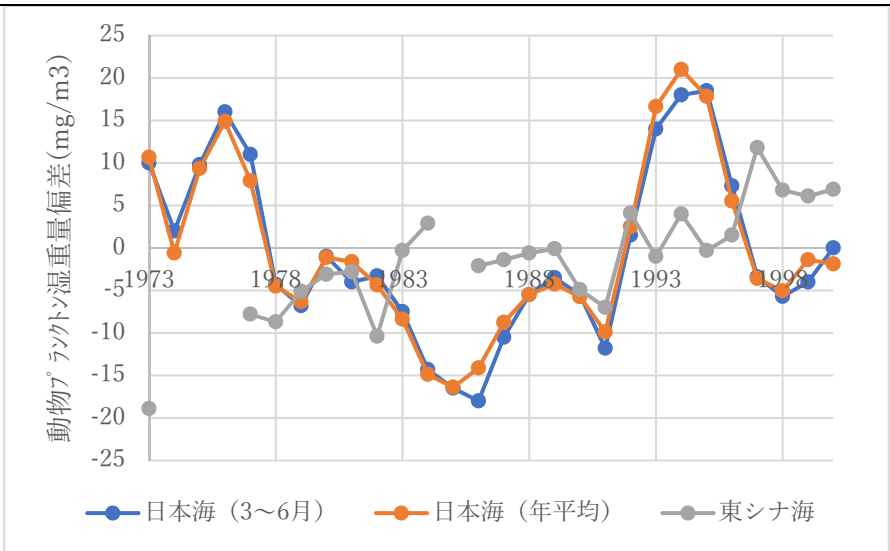

図2.3.1.2a　日本海西部動物プランクトン湿重量年偏差

カタクチイワシ資源量、及びゴマサバ東シナ海系群資源量（黒田ほか2018b）、並びにまき網で漁獲される主要な浮き魚類の経年変化を図2.3.1.2bに示す（時系列は動物プランクトンに併せて2000年までとした）。

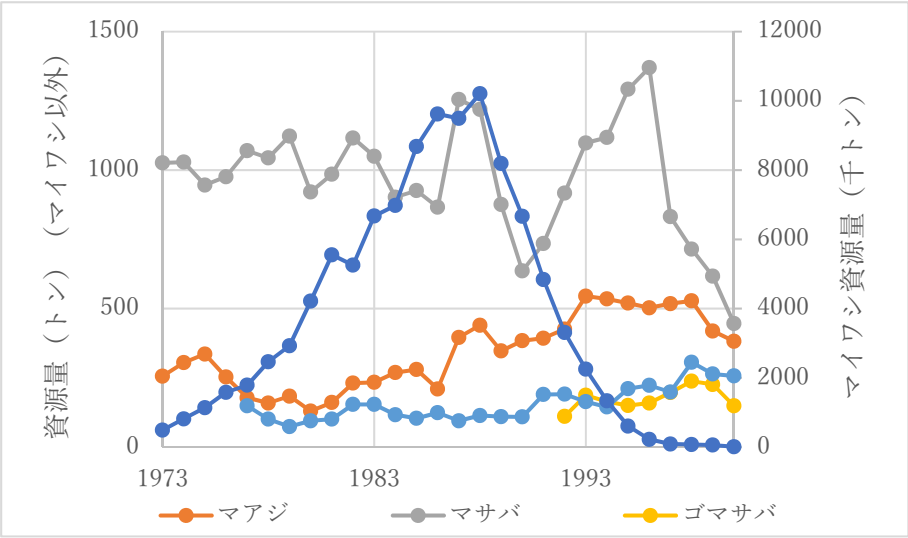

図2.3.1.2b　カタクチイワシ資源量と主要浮き魚類資源量経年変化

動物プランクトンは東シナ海に比べると周期的な変動がみられ、1980年代、及び1998年以降は低水準、1970年代、及び1990年代前半は高水準であった。この変動は日本海におけるレジームシフトと関連があるとされる（森本 2007、千葉 2007）。
ゴマサバ資源量と動物プランクトン湿重量については有意な相関はみられなかったが（図2.3.1.2c）、1992～2015年のデータではゴマサバ資源量とカタクチイワシ資源量の間には有意な正の相関が見られた（図2.3.1.2d）。

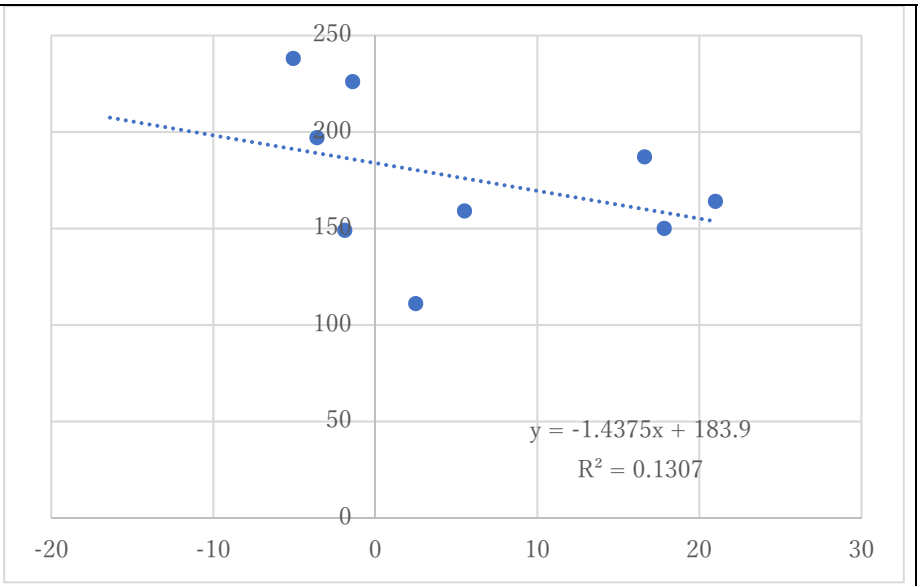

図2.3.1.2c　ゴマサバ資源量（縦軸（千トン））と動物プランクトン湿重量年偏差（横軸）（1992～2000年）

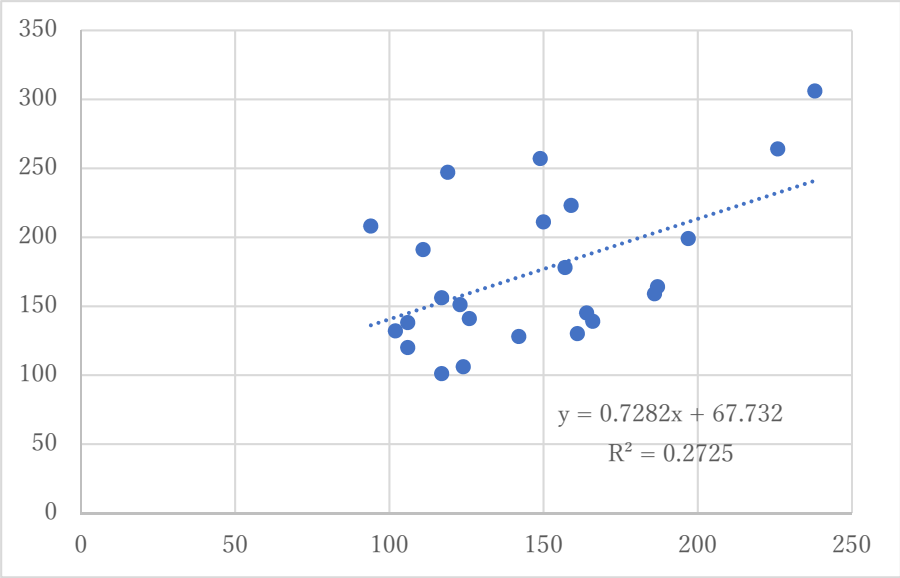

図2.3.1.2d　ゴマサバ資源量（横軸（千トン））とカタクチイワシ資源量(縦軸（千トン））（1992～2015年）

日本海の低次生産の周期的な変動は、ボトムアップ的なメカニズムにより魚類生産に影響を与えている可能性が示唆される（森本 2007、千葉 2007）。逆にゴマサバの捕食によるトップダウン的な餌生物への影響があるとすれば餌生物と捕食者は逆位相で変動すると考えられるが今回はその兆候は見出せなかった。このため動物プランクトン、カタクチイワシとも捕食による資源への影響は軽微と考えスコアは4点とする。

1 点	2 点	3 点	4 点	5 点
評価を実施できない。	多数の餌生物に定向的変化や変化幅の増大などの影響が懸念される。	一部の餌生物に定向的変化や変化幅の増大などの影響が懸念される。	CA により対象漁業の漁獲･混獲によって餌生物が受ける悪影響は検出されない。	生態系モデルベースの評価により、食物網を通じた餌生物への間接影響は持続可能なレベルにあると判断できる。

2.3.1.3 競争者

ゴマサバの競争者として、動物プランクトンと小型魚類を餌とする食性が共通であることからマアジと近縁種のマサバを挙げた。窒素の安定同位体比からみたマサバの栄養段階は 3.3～3.5、マアジは 3.7～3.9 である（Ohshimo *et al.*2016）。資源量を評価要素として CA による評価を行った結果から 3 点とする。

ゴマサバ競争者に対する CA 評価

評価対象漁業	大中型まき網	
評価対象海域	日本海西区	
評価対象魚種	ゴマサバ	
評価項目番号	2.3.1.3	
評価項目	競争者への影響	
評価対象要素	資源量	3
	再生産能力	
	年齢・サイズ組成	
	分布域	
	その他：	
評価根拠概要	ゴマサバ競争者であるマサバ対馬暖流系群は資源状態が低位・増加であり混獲の影響が懸念される。このため3点とする。	
評価根拠	マサバ（対馬暖流系群）、マアジ（対馬暖流系群）、及びゴマサバ（東シナ海系群）の資源量経年変化は図2.3.1.3の通りであり、マサバ、マアジの資源状態は以下の通りである。 ・マサバ対馬暖流系群：資源の水準・動向は低位・増加、現状の漁獲圧が続いた場合5年後の資源量はやや増加すると推測される（黒田ほか 2018a）。 ・マアジ対馬暖流系群：資源の水準・動向は中位・増加、現状の漁獲圧が続いた場合5年後の資源量は増加すると推測される（依田ほか 2018）。 以上の通りゴマサバ競争者については、マサバ資源が低位水準である。このことから手順書に従いスコアは3点とする。	

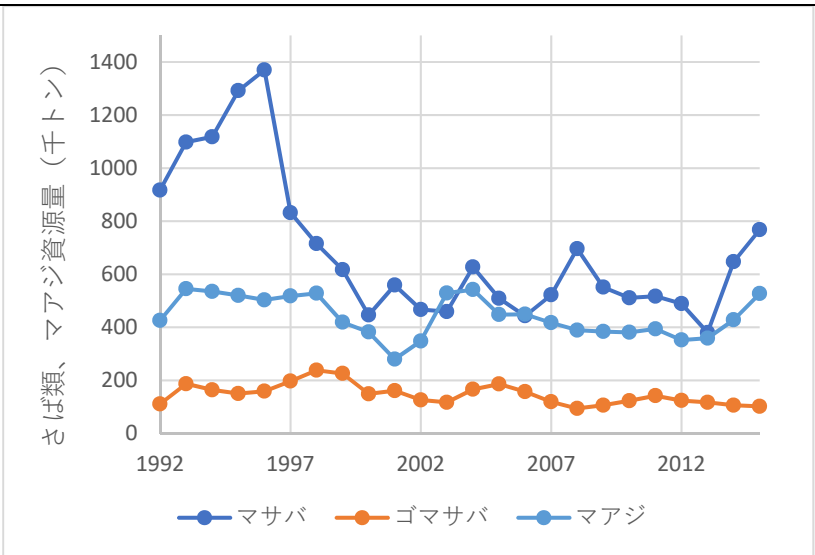

図2.3.1.3　混獲種及びゴマサバの資源量経年変化

1点	2点	3点	4点	5点
評価を実施できない	多数の競争者に定向的変化や変化幅の増大などの影響が懸念される	一部の競争者に定向的変化や変化幅の増大などの影響が懸念される	CAにより対象漁業の漁獲・混獲によって競争者が受ける悪影響は検出されない	生態系モデルベースの評価により、食物網を通じた競争者への間接影響は持続可能なレベルにあると判断できる

2.3.2 生態系全体

2016 年の海面漁業生産統計によれば、日本海西区の漁獲量で上位 10 位に入った魚種の漁獲量は図 2.3.2a の通りである。さば類を 1 位として、マイワシ、ぶり類、マアジ、スルメイカと浮き魚類が続くが、6 番目にベニズワイガニ、8 番目にかれい類、10 番目にハタハタと底魚類も入ってきた。海区ごとの栄養段階別漁獲量を示すと図 2.3.2b の通りである。

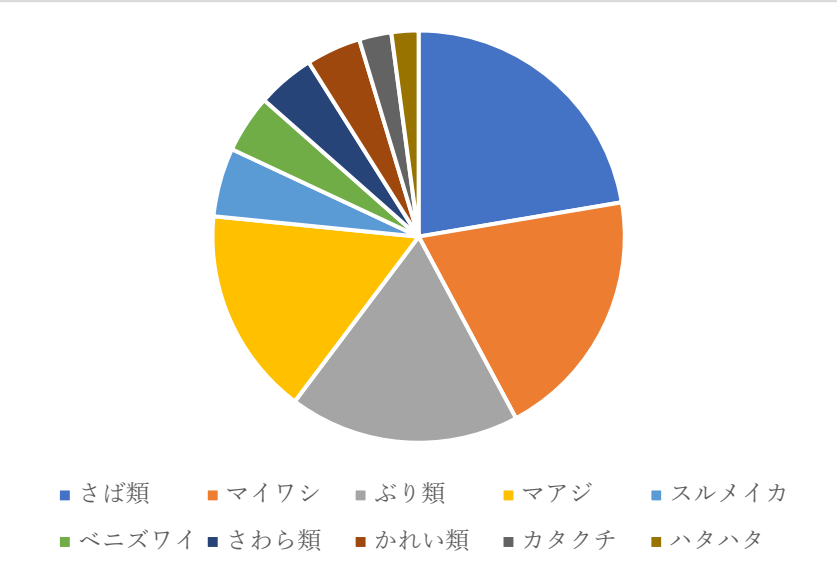

図 2.3.2a.　2016 年の海面漁業生産統計に基づく日本海西区の漁獲物の種組成。

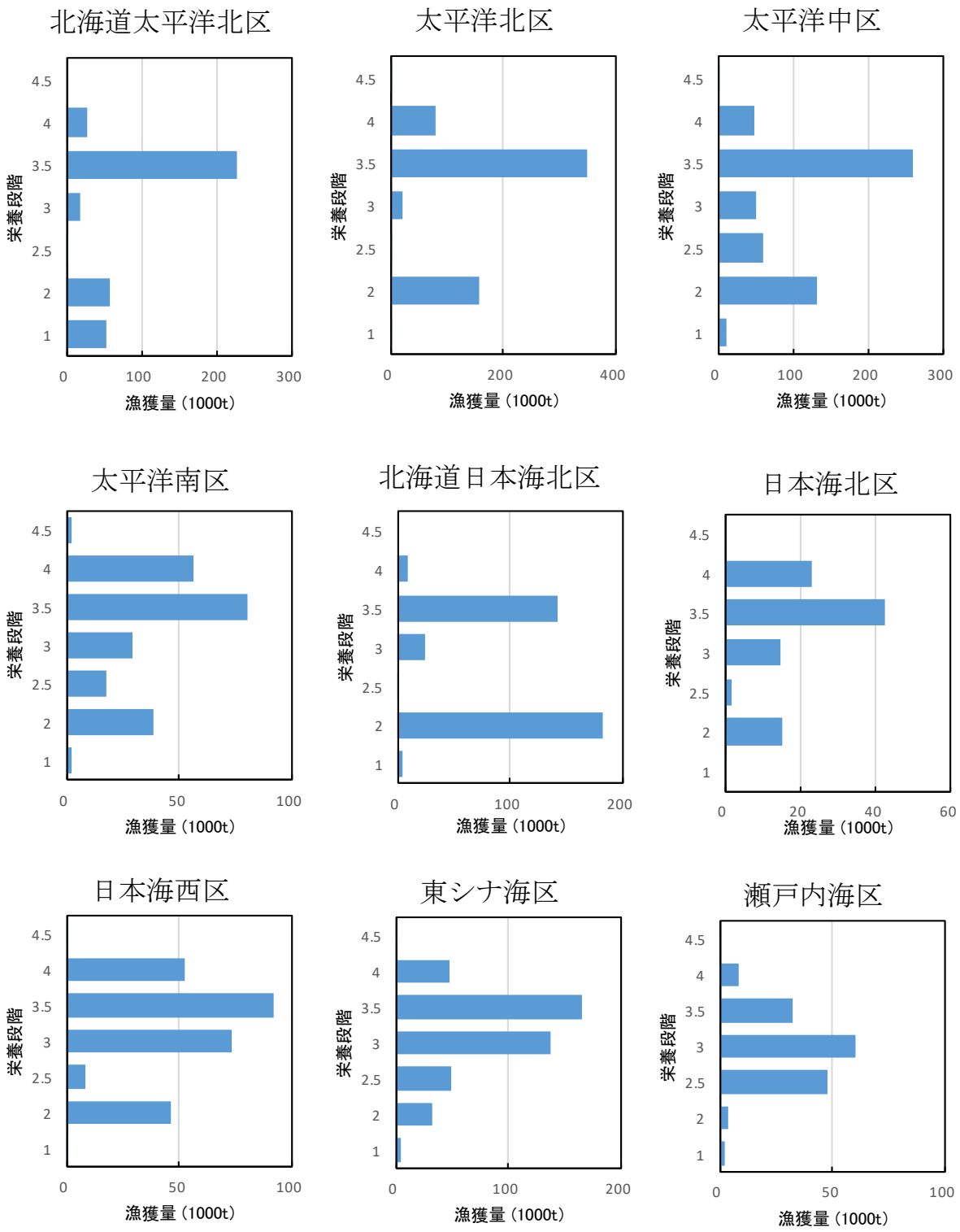

図 2.3.2c 2016 年の海面漁業生産統計調査（暫定値）から求めた、日本周辺大海区別の漁獲物栄養段階組成

2003 年から 2016 年の海面漁業生産統計調査から計算した、日本海西区の総漁獲量と漁獲物平均栄養段階（MTLc）は下記の通りである。2006 年以降はほぼ横ばいで、28～30 万トンの間で推移していた。漁獲物平均栄養段階も、ほぼ 3.3 から 3.5 の間で安定的に推移していたが、2015 年、16 年は過去に比べ低い値を示した。これも近年のマイワシ漁獲量の増大を反映したものと考えられる。

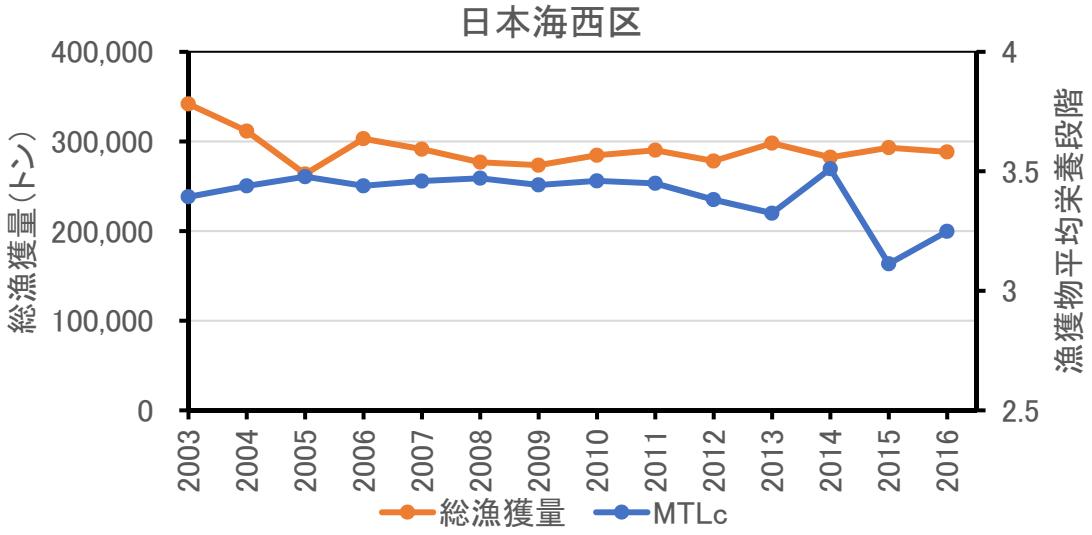

図 2.3.2d. 2003 年から 2016 年の海面漁業生産統計調査から計算した、日本海西区の総漁獲量と漁獲物平均栄養段階（MTLc）

平成 28 年度魚種別系群別資源評価結果（水産庁・水産機構 2017）から，日本海西区を分布域に含む魚種の資源水準と資源動向を区分したのが下のチャート（図 2.3.2d）である。16 魚種中 7 魚種の資源水準が低位にあり、うち 6 魚種は資源動向が減少もしくは横ばい傾向で注意が必要である。資源水準が中位～高位、資源動向が横ばい～増加の健全な状態にあるのは 7 魚種であった。以上のことから日本海西区全体として幅広い栄養段階の魚種を利用し総漁獲量は安定しているが、資源状態が低位にある魚種を少なからず含む点は注意が必要である。

		資源水準		
		低位	中位	高位
資源動向	増加	ヤリイカ		ホッコクアカエビ
	横ばい	マダイ タチウオ ムシガレイ ウマヅラハギ	ズワイガニ ニギス キダイ ハタハタ アカガレイ ベニズワイガニ	
	減少	トラフグ ケンサキイカ	ヒラメ ソウハチ	

図 2.3.2d. 平成 28 年度魚種別系群別資源評価結果に基づく日本海西区を分布域に含む主な魚類の資源水準と資源動向

以上日本海西区の漁獲対象種の動向などを概観したが、生態系全体に対する大中型まき網、中・小型まき網の評価は定量的に行うには十分なデータが揃わないため SICA 評価を行った。その結果両漁業とも 4 点であった。

生態系全般への影響に対する SICA 評価結果

・大中型まき網

評価対象漁業	大中型まき網漁業	
評価対象海域	日本海西区	
評価項目番号	2.3.2	
評価項目	生態系全体への影響	
空間規模スコア	0.5	
空間規模評価根拠概要	・1 回の操業で影響を及ぼす面積（a）：まき網が 1 回の操業で巻く面積は、まき網の長さが 1,500m でそれが円形になるとすれば 179,000m^2 となる。 ・年間総操業回数（b）：当該海域の年間の総投網回数については以下の通りとした。年間出漁日数は冒頭の「評価範囲」③2)の通り 203 日とし、1 日の投網回数は以下の通り 1.5 回とした。すなわち、この海域のまき網操業は灯火を利用して夜間に 1～2 回操業される（鳥取県 2018b）ため平均で 1.5 回とした。以上から年間操業回数は 5 ヶ統×203 日×1.5 回＝1,523 回とした。 ・全操業が影響を及ぼす面積（a×b）：日本海西区において大中型まき網操業が影響を及ぼしうる範囲は、179,000m2×1,523 回＝273km2 となる。 ・操業可能海域の面積（c）：日本海西区の面積であるが、石川県禄剛埼灯台正北の線、日本と隣国の中間線、日韓暫定水域の境界線及び島根・山口県境から北西に延びる線に囲まれた面積（日韓暫定水域含む）はおよそ 320000 km^2 と見積もられる。 ・空間重複度：海域の面積に対しまき網漁業が空間的に影響を及ぼす範囲は a×b／c×100＝0.1%となる。この値は手順に従えば強度 0.5（<15%）となる。	
時間規模スコア	2	
時間規模評価根拠概要	日本海西区おける大中型まき網の平均操業日数は全国と同じ 203 日とし、各船団同じ日に操業するとすれば、大中型巻き網の年間の操業の時間規模は 203/365＝56%となり強度は 2（45～60%）となる。	
影響強度スコア	1.0	
影響強度評価根拠概要	大中型まき網の影響強度は手順書に従い、SQRT（0.5×2）＝1.0 と算出された。	
Consequence	種構成	4
（結果）	機能群構成	
スコア	群集分布	
	栄養段階組成	
	サイズ組成	
Consequence 評価根拠概要	日本海西区において大中型まき網の漁獲物組成上位のさば類（マサバ、ゴマサバ）、ブリ、マイワシ、マアジについては長期的に見て周期的な資源変動を示す種はあるものの現状では 2.2.1 で示した如くマサバが低位・増加傾向である以外は資源状態が懸念される種はなく、図 2.3.2d を見ると 10 年では漁獲物平均栄養段階も安定している。このため生態系特性に不可逆的な変化は起こっていないと見做しスコアは 4 点とする。	
総合評価	点数	4
総合評価根拠概要	影響強度は 1.0 と高くなく（影響結果 3 と 4 の中間），生態系特性に不可逆的な変化は起こっていないと考えられる（C=4）ことから総合評価は 4 点とする。	

SICA 採点要領

<table>
<tr><td></td><td>規模と強度（得点）</td><td>0.5</td><td>1</td><td>1.5</td><td>2</td><td>2.5</td><td>3</td></tr>
<tr><td>S1</td><td>空間規模（空間重複度）</td><td>< 15 %</td><td><= 30 %</td><td><= 45 %</td><td><= 60 %</td><td><= 75 %</td><td> > 75 %</td></tr>
<tr><td>S2</td><td>時間規模（操業期間）</td><td>< 15 %</td><td><= 30 %</td><td><= 45 %</td><td><= 60 %</td><td><= 75 %</td><td> > 75 %</td></tr>
<tr><td>SI</td><td>強度スコア</td><td colspan="3">S1とS2の幾何平均を基本とし、漁具漁法の影響強度を考慮して採点する</td><td colspan="3">＝SQRT(S1*S2)</td></tr>
<tr><td>C</td><td>Consequence（影響結果）</td><td colspan="2">2</td><td colspan="2">3</td><td colspan="2">4</td></tr>
<tr><td></td><td>種構成</td><td colspan="2" rowspan="3">生態系特性の定向的変化や変化幅拡大が起こっていることが懸念される。</td><td colspan="2" rowspan="3">生態系特性の変化や変化幅の拡大が一部起こっている懸念がある。</td><td colspan="2" rowspan="3">生態系特性に不可逆的な変化は起こっていない。</td></tr>
<tr><td></td><td>機能群構成</td></tr>
<tr><td></td><td>群集分布</td></tr>
<tr><td></td><td>栄養段階組成</td><td colspan="6" rowspan="2">左のうち漁業によって最も影響を受けやすいと思われる要素について、不可逆的変化や変化幅の増大が起こっていないか判断する。</td></tr>
<tr><td></td><td>サイズ組成</td></tr>
<tr><td></td><td>総合得点</td><td colspan="2">2</td><td colspan="2">3</td><td colspan="2">4</td></tr>
<tr><td></td><td>全体評価</td><td colspan="2">評価対象漁業による影響の強度は重篤である（SI >= 2)、もしくは生態系特性の定向的変化や変化幅拡大が起こっていることが懸念される（C = 2)。</td><td colspan="2">評価対象漁業による影響の強度は重篤ではない（SI < 2）が、生態系特性の変化や変化幅の拡大が一部起こっている懸念がある（C = 3)。</td><td colspan="2">評価対象漁業による影響の強度は軽微であり（SI < 1)、生態系特性に不可逆的な変化は起こっていない（C = 4)。</td></tr>
</table>

1点	2点	3点	4点	5点
評価を実施できない	対象漁業による影響の強さが重篤である、もしくは生態系特性の定向的変化や変化幅拡大が起こっていることが懸念される	対象漁業による影響の強さは重篤ではないが、生態系特性の変化や変化幅拡大などが一部起こっている懸念がある	SICAにより対象漁業による影響の強さは重篤ではなく、生態系特性に不可逆的な変化は起こっていないと判断できる	生態系の時系列情報に基づく評価により、生態系に不可逆的な変化が起こっていないと判断できる

2.3.3 海底環境（着底漁具を用いる漁業）

まき網は基本的には網丈より深い水深帯で操業される表中層漁業であるが、底質が砂など漁具の破損を伴わない場合には、網袖が着底することがある。水研センター・開発調査センター（2011、2012）による太平洋北部での大中型まき網操業の記録では2ヶ年の平均で16%であった。しかし着底しても広範囲に掃海する漁法ではないため海底環境に重篤な影響を与えているとは考えにくい。また、浅海の軟質海底は物理的な攪乱に対する回復力が大きく、まき網の着底による影響は小さいと考えられる。そのためスコアは4点とする。

1 点	2 点	3 点	4 点	5 点
評価を実施できない	当該漁業による海底環境への影響のインパクトが重篤であり、漁場の広い範囲で海底環境の変化が懸念される	当該漁業による海底環境への影響のインパクトは重篤ではないと判断されるが、漁場の一部で海底環境の変化が懸念される	SICA により当該漁業が海底環境に及ぼすインパクトおよび海底環境の変化が重篤ではないと判断できる	時空間情報に基づく海底環境影響評価により、対象漁業は重篤な悪影響を及ぼしていないと判断できる

2.3.4 水質環境への影響

漁船からの海洋への汚染や廃棄物の投棄については、海洋汚染防止法並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令によって規制されている。これにより総トン数 100 トン以上の船舶には油水分離機の設置義務があり、排出可能な水域と濃度並びに排出方法が限定されている。食物くずを距岸 12 海里以内で排出する場合は、すべての船に食物くず粉砕装置の設置が義務付けられている。船上で廃棄物を焼却する場合には、すべての船に IMO 認定品の焼却炉の設置が義務付けられている（廃棄物の海洋投棄は食物くず以外認められていないので、焼却しない場合は廃棄物持ち帰りとなる）。これらの設備は、5 年に一回の定期検査と 2～3 年に一回の中間検査における検査の対象であり、検査に合格しなければ船舶検査証書の交付が受けられず、航行が出来ない。中小型まき網漁船のうち、登録長 10m 以上の漁船は、いずれも許可を受けて建造され、20 トン以上の漁船は建造後も 5 年ごとの定期検査と 2～3 年ごとの中間検査を受けて運航されている。

バラスト水については現時点では国際条約が未発効であり、現時点では規制されていないが、漁船は通常積載しないこととなっており、まき網漁業において揚網時のバランス確保のために使用するバラスト水についても、作業終了時にその場で排出することから、条約の規制対象には当たらない。日本海西部における平成 28 年度の海上環境関係法令違反は第 7 管区門司 12 件 8 人、第 8 管区 40 件 30 人であったが(海上保安庁 2017a)、評価対象となるまき網漁船と定置網漁船の検挙例は見当たらなかった(海上保安庁 2017b, 海上保安庁第七管区海上保安本部 2017)。

以上の結果から、対象漁業からの排出物は適切に管理されており、水質環境への負荷は軽微であると判断されるため、4 点と評価する。

1点	2点	3点	4点	5点
取り組み状況について情報不足により評価できない	多くの物質に関して対象漁業からの排出が水質環境へ及ぼす悪影響が懸念される	一部物質に関して対象漁業からの排出が水質環境へ及ぼす悪影響が懸念される	対象漁業からの排出物は適切に管理されており、水質環境への負荷は軽微であると判断される	対象漁業による水質環境への負荷を低減する取り組みが実施されており、対象水域における濃度や蓄積量が低いことが確認されている

2.3.5 大気環境への影響

長谷川（2010）によれば、我が国の漁業種類ごとの単位漁獲量・水揚げ金額あたり二酸化炭素排出量の推定値は表 2.3.5a の通りである。

大中型その他の１そうまき網、中･小型１そうまき巾着網は漁獲物１トンあたり 0.648、0.553 トンと、他の漁業に比べて重量ベースのカーボンフットプリントは低い値である。金額ベースのフットプリントは、百万円あたり 7.57、4.34 トンと中程度の値である。大中型まき網、中・小型まき網は我が国の漁船漁業の中では燃油消費量や温暖化ガスの環境負荷量が比較的小さい漁業であると考えられるため、両漁業とも 4 点とする。

表 2.3.5a. 漁業種類別の漁獲量・生産金額あたり CO_2 排出量試算値（長谷川 2010）

漁業種類	t-CO_2/t	t-CO_2/百万円
小型底びき網旋びきその他	1.407	4.98
沖合底曳き網１そうびき	0.924	6.36
船びき網	2.130	8.29
中小型１そうまき巾着網	0.553	4.34
大中型その他の１そうまき網	0.648	7.57
大中型かつおまぐろ1そうまき網	1.632	9.2
さんま棒うけ網	0.714	11.65
沿岸まぐろはえ縄	4.835	7.95
近海まぐろはえ縄	3.872	8.08
遠洋まぐろはえ縄	8.744	12.77
沿岸かつお一本釣り	1.448	3.47
近海かつお一本釣り	1.541	6.31
遠洋かつお一本釣り	1.686	9.01
沿岸いか釣り	7.144	18.86
近海いか釣り	2.676	10.36
遠洋いか釣り	1.510	10.31

1点	2点	3点	4点	5点
評価を実施できない	多くの物質に関して対象漁業からの排出ガスによる大気環境への悪影響が懸念される	一部物質に関して対象漁業からの排出ガスによる大気環境への悪影響が懸念される	対象漁業からの排出ガスは適切に管理されており、大気環境への負荷は軽微であると判断される	対象漁業による大気環境への負荷を軽減するための取り組みが実施されており、大気環境に悪影響が及んでいないことが確認されている

引用文献

千葉早苗 (2007) 20 世紀後半における北太平洋十年変動に対する日本海低次生態系の応答. 化石, 82, 72-77.

Clapp RB, Klimkiewicz MK KJ (1982) Longevity records of North American birds: Gaviidae through alcidae. J F Ornithol 53: 55–73. doi:10.2307/4512096.

田　永軍・渡辺　健・井野慎吾・奥野充一・前田英章・阪地英男 (2010) 3.ブリの移動・回遊と海洋環境の関係の解明と来遊量予測手法の開発 (1)移動・回遊と海洋環境の関係の解明. 水研センター研報, 30, 76-91.

浜口哲一・森岡照明・叶内拓哉・蒲谷鶴彦 (1985) 山渓カラー名鑑 日本の野鳥, 山と渓谷社, 591pp.

長谷川勝男 (2010) わが国における漁船の燃油使用量とCO_2排出量の試算. 水産技術, **2**, 111-121.

林　晃・安田十也・黒田啓行・高橋素光 (2018) 平成29(2017)年度 カタクチイワシ対馬暖流系群の資源評価. 平成29年度 我が国周辺水域の漁業資源評価 第2分冊, 水産庁・水産機構, 884-912.

Hobson KA, Piatt JF, Pitocchelli J. (1994) Using stable isotopes to determine seabird trophic relationships, J. Anim. Ecol., 63, 786-798.

井口直樹・森本晴之・加藤　修 (2003) 対馬暖流域における低次生態系モニタリング. 地球温暖化が農林水産業に与える影響の評価及び対策技術の開発. 平成 14 年度研究成果報告書, 34-35.

井野慎吾・新田　朗・河野展久・辻　俊宏・奥野充一・山本敏博 (2008) 記録型標識によって推定された対馬暖流域におけるブリ成魚の回遊. 水産海洋研究, 72(2), 92-100.

石原　孝 (2012) 第3章 生活史 成長と生活場所. 「ウミガメの自然誌」, 東京大学出版会, 東京, 57-83.

海上保安庁 (2017a) 平成28年版　海上保安統計年報. http://www.kaiho.mlit.go.jp/doc/tokei/h28tokei/h28tokei.pdf, 2018/2/9.

海上保安庁 (2017b) 平成28年の海上犯罪取締りの状況.

www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/h29/k20170118/k170118-1.pdf, 2018/2/9.

海上保安庁第七管区海上保安本部 (2017) 第七管区海上保安本部 定例記者懇談会. www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/topics/kouhou/2017/teirei/1teirei.pdf, 2018/2/9.

環境省 (2017) レッドデータブック. http://www.env.go.jp/press/103881.html, 2018/2/9.

叶内拓哉・安部直哉・上田秀雄 (1998) 山渓ハンディ図鑑7 日本の野鳥. 山と渓谷社, 672pp.

木所英昭 (2008) 気候変化に対するスルメイカの日本海での分布回遊と資源量変動に関する研究. 博士学位論文, 北海道大学.

岸田　達・木所英昭 (2008) 日本海の海洋環境と漁業資源の近況. Nippon Suisan Gakkaishi, 74, 873-875.

Klimkiewicz MK., Clapp RB., Futcher AG. (1983) Longevity records of northe American birds: Remizidae through Praulinae, J. Field Ornithol., 54, 287-294.

久保田　洋・古川誠志郎・松倉隆一・宮原寿恵・亘　真吾 (2018) 平成29(2017)年度 ブリの資源評価. 平成29年度 我が国周辺水域の漁業資源評価 第2分冊, 水産庁・水産研究・教育機構, 1266-1299.

黒田啓行・依田真里・安田十也・鈴木　圭・竹垣草世香・佐々千由紀・高橋素光 (2018a) 平成29(2017)年度 マサバ対馬暖流系群の資源評価. 平成29年度 我が国周辺水域の漁業資源評価 第1分冊, 水産庁・水産機構, 201-237.

黒田啓行・依田真里・林　晃・竹垣草世香・佐々千由紀・高橋素光 (2018b) 平成29(2017)年度 ゴマサバ東シナ海系群の資源評価. 平成29年度 我が国周辺水域の漁業資源評価 第1分冊, 水産庁・水産機構, 271-302.

南　秀人・川江　訓・永井直樹・地福純一 (1999) 日本海 PM 線の長期変動.測候時報. 第 66 巻, 特別号, S63-S80.

南　浩史・菅沼弘行 (2017) 海亀類(総説). 平成27年度 国際漁業資源の現況, 水産庁・水産研究・教育機構, 44-1～44-6, http://kokushi.fra.go.jp/H28/H28_44.pdf, 2018/2/9.

南川真吾 (2017) ミンククジラ:オホーツク海・北西太平洋(Common Minke Whale, *Balaenoptera acutorostrata*). 平成29年度 国際漁業資源の現況, 水産庁・水産研究・教育機構, 50-1～50-5.

森本晴之(2007) (2)-4 対馬暖流、日本海の低次生態系構造について. 平成 18 年度交付金地域連携プロジェクト研究, 対馬暖流域における水産業活性化に必要な研究開発について(FS)報告書(平成 19 年 3 月).

中塚周哉・境　磨・鈴木伸明 (2018) 04 クロマグロ 太平洋 Pacific Bluefin Tuna, *Thunnus orientalis*, 平成 29 年度 国際漁業資源の現況, 水産庁・国立研究開発法人 水産研究・教育機構, http://kokushi.fra.go.jp/H29/H29_04.pdf, 2018/2/9.

日本水産資源保護協会 (2016) 「我が国の水産業：大中型まき網漁業」. 日本水産資源保護協会, 8pp, http://www.fish-jfrca.jp/02/pdf/pamphlet/095.pdf, 2018/2/9.

農林水産省 (2014) 2013年漁業センサス. http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2013/pdf/gyocen_13_gaiyou_151026.pdf, 2018/2/9.

農林水産省 (2016) 漁業・養殖業生産統計. https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00500216&tstat=000001015174&cycle=7&year=20160&month=0&tclass1=000001015175&tclass2=000001110615, 2018/4/13.

大下誠二 (2008) 対馬暖流域を含む日本周辺のマイワシの資源変動と環境要因の関係. 水産海洋研究, 72, 233-234.

Ohshimo, S., H. Tanaka, K. Nishiuchi, T. Yasuda (2016) Trophic positions and predator-prey mass ratio of the pelagic food web in the East China Sea and Sea of Japan, Marine and Freshwater Res., 67, 1692-1699.

Preikshot D. (2005) Data sources and derivation of parameters for generalised Northeast Pacific Ocean Ecopath with Ecosim models, UBC Fisheries Centre Research Reports, 13, 179-206.

水産庁・水産機構 (2017) 平成28年度魚種別系群別資源評価 http://abchan.fra.go.jp/digests28/index.html, 2018/2/9.

水産総合研究センター・開発調査センター (2011) 平成21年度 海洋水産資源開発事業報告書(システム対応型：単船型まき網＜北部太平洋海域＞). 独立行政法人水産総合研究センター開発調査センター, 横浜, 83pp.

水産総合研究センター・開発調査センター (2012) 平成22年度 海洋水産資源開発事業報告書(システム対応型：単船型まき網＜北部太平洋海域＞). 独立行政法人水産総合研究センター開発調査センター, 横浜, 82pp.

高橋素光・依田真里 (2018) 平成29(2017)年度 サワラ東シナ海系群の資源評価. 平成29年度 我が国周辺水域の漁業資源評価 第3分冊, 水産庁・水産機構, 1627-1641.

鳥取県 (2018a) 境港の年別まき網水揚量. https://www.pref.tottori.lg.jp/87005.htm, 2018/2/9.

鳥取県 (2018b) 大中型まき網漁業. https://www.pref.tottori.lg.jp/119886.htm, 2018/2/9.

東京都島しょ農林水産総合センター (2018) アオウミガメ http://www.ifarc.metro.tokyo.jp/27,1135,55,227.html, 2017/6/9.

辻田時美・近藤正人 (1957) 東支那海のサバの生態と漁場の海洋学的研究(1). 西水研研報, 14, 7-47.

Wabnitz CCC, Balazs G, Beavers S, Bjorndal KA, Bolten AB, Christensen V, Hargrove S, Pauly D (2010) Ecosystem structure and processes at Kaloko Honoko–hau, focusing on the role of herbivores, including the green sea turtle *Chelonia mydas*, in reef resilience. Mar. Ecol. Prog. Ser. 420, 27-44.

安田十也・黒田啓行・林　晃・依田真里・鈴木　圭・高橋素光 (2018)　平成29(2017)年度 マイワシ対馬暖流系群の資源評価. 平成28年度 我が国周辺水域の漁業資源評価 第1分冊, 水産庁・水産機構, 53-92.

依田真里・黒田啓行・高橋素光 (2017) 平成28(2016)年度 マアジ対馬暖流系群の資源評価. 平成28年度 我が国周辺水域の漁業資源評価 第1分冊, 水産庁・水産機構, 124-153.

Yoo, S., An, Y.-R., Bae, S., Choi, S., Ishizaka, J., Kang, Y.-S., Kim, Z.G., Lee, C., Lee, J.B., Li, R., Park, J., Wang, Z., Wen, Q., Yang, E. J., Yeh, S.-W., Yeon, I., Yoon, W.-D., Zhang, C.-I., Zhang, X., Zhu, M. (2010) Status and trends in the Yellow Sea and East China Sea region, In S.M. McKinnell and M.J. Dagg [Eds.] Marine Ecosystems of the North Pacific Ocean, 2003-2008, PICES Special Publication 4, 360-393.

3. 漁業の管理

概要

管理施策の内容（3.1）

ゴマサバ東シナ海系群日本海西区については、公的な許可制度と TAC 制度によりインプット・コントロールおよびマサバと合わせたアウトプット・コントロール（3.1.1 5 点）、漁業者の自主的規制も含めテクニカル・コントロール（3.1.2　4 点）が実施されている。また、生態系の保全施策では省燃油活動に取り組んでおり（3.1.3.1　3 点）、生態系保全施策についてはまき漁業に直接関連しては、海底の修復活動は必要としない（3.1.3.2　NA 点）。

執行の体制（3.2）

管理の執行については、管理体制が確立されており（3.2.1.1　5 点）、監視体制等も評価できる（3.2.1.2　5 点、3.2.1.3　5 点）。TAC による管理の結果は引き続く年の資源評価に反映され、順応的管理に関しては十分導入されていると言える（3.2.2　5 点）。

共同管理の取り組み（3.3）

大中型まき網漁業は国レベルでの許可漁業であるため漁業者は特定でき、漁業者は山陰旋網漁業協同組合、全国まき網漁業協会に組織され（3.3.1.1　5 点、3.3.1.2　5 点）、広域資源管理が実施され、漁業者による漁獲可能量協定が締結されている（3.3.1.3　5 点）。また積極的に経営や販売に関する活動がなされている（3.3.1.4　5 点）。自主的及び公的管理への関係者の関与も評価でき（3.3.2.1　5 点、3.3.2.2　5 点）、利害関係者の参画も水産政策審議会等から高く評価した（3.3.2.3　5 点）。

評価範囲

① 評価対象漁業の特定

ゴマサバ東シナ海系群日本海西区は主に大中型まき網漁業で漁獲されているため、この漁業を評価対象とした。

② 評価対象道府県の特定

農林水産統計(市町村別結果からの積算集計)によれば、本種については大中型まき網漁業では島根県、鳥取県の漁獲量が多く、2015 年ではこれらの県、漁業種類で日本海西区の 8 割 8 分を漁獲している。これらの県、漁業種類を評価対象として特定する。

③ 評価対象漁業に関する情報の集約と記述

評価対象県の評価対象漁業について、以下の情報を集約する。1）許可および各種管理施策の内容、2）監視体制や罰則、順応的管理の取り組みなどの執行体制、3）関係者の特定や組織化、意思決定への参画への共同管理の取り組み、4）関係者による生態系保全活動

3.1 管理施策の内容

3.1.1 インプット・コントロール又はアウトプット・コントロール

大中型まき網漁業は指定漁業であり、公示された隻数や海域に申請して農林水産大臣から操業が許可されており、インプット・コントロールが成立している。マサバおよびゴマサバは TAC 対象魚種であり、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（農林水産省 2018）において管理の対象となる漁期年（7 月~翌年 6 月）毎に大臣許可漁業と県別に漁獲可能量が与えられ、アウトプット・コントロールが行われている。インプット・コントロールとアウトプット・コントロールを適切に実施し、本系群の中期的管理方針に合致した漁獲シナリオとなっており、漁獲圧を有効に制御できていると評価した。以上により 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
インプット・コントロールとアウトプット・コントロールのどちらも施策に含まれておらず、目標を大きく上回っている	.	インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールが導入されている	.	インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールを適切に実施し、漁獲圧を有効に制御できている

3.1.2 テクニカル・コントロール

大中型まき網漁業においては、操業海区、構成隻数、火船の発電容量による光量の制限があり（農林水産省 2007）、沿岸域での操業が距岸距離等で制限されている。また資源回復計画に続く広域資源管理計画において、山陰旋網漁業協同組合に属する漁業者は月当たりの休漁日日数の設定とともに、小型魚が多い漁場からの移動について取り決めを実施している（九州漁業調整事務所 2012）。この計画はマサバ等を対象としたものであるが、ゴマサバもマサバに準じた規制が掛けられていると考えるのが自然であろう。テクニカル・コントロールが十分に導入されているとも考えられるが、指針に魚種の記載がないことから、4 点の配分とする。

1点	2点	3点	4点	5点
テクニカル・コントロールの施策が全く導入されていない	.	テクニカル・コントロールの施策が一部導入されている	.	テクニカル・コントロール施策が十分に導入されている

3.1.3 生態系の保全施策

3.1.3.1 環境や生態系への漁具による影響を制御するための規制

まき網漁業による海底への影響はほとんどないと考えられ、海底環境への影響には

特に配慮がなされてはいない（NA）。まき網漁業者も構成員となっている浜の活力再生プランでは、船底清掃及び減速航行、集魚灯の適正利用、積載物の軽量化による燃油使用量の削減を図るといった省コスト化に繋がる省燃油活動を実施している（境港市地域水産業再生委員会 2014）。浮魚類を対象とした集魚装置の利用は、ゴマサバ等を対象とするまき網漁業には該当しない。一定程度の施策が導入されていると評価する。以上により 3 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
規制が全く導入されておらず、環境や生態系への影響が発生している	一部に導入されているが、十分ではない	.	相当程度、施策が導入されている	十分かつ有効に施策が導入されている

3.1.3.2 生態系の保全修復活動

大中型まき漁業に直接関連しては、海底の修復活動は必要としない（NA）。以上により配点は NA とする。

1点	2点	3点	4点	5点
生態系の保全・再生活動が行われていない	.	生態系の保全活動が一部行われている	.	生態系の保全活動が活発に行われている

3.2 執行の体制

3.2.1 管理の執行

3.2.1.1 管轄範囲

ゴマサバはマサバよりやや南方域に分布する。東シナ海のゴマサバは魚釣島からクチミノセに亘る海域で 1～4 月に産卵し、その後成長した個体は東シナ海南部海域から九州西岸域に現れ、一部は日本海にまで到達する（黒田ほか 2018）。大中型まき網漁業は、さば類・マアジを主対象とする西日本最大の漁業であり、基本的な漁場は隠岐諸島から尖閣諸島付近までの陸棚縁辺域と済洲島西部海域であり、済洲島西部海域は主にマサバの漁場となるが 2018 年現在は入漁できていない。（永沢 2018）。同一資源を利用する日中、日韓の間で、資源の状況や利用について協議する専門家会議や漁業共同委員会が設置されている。大中型まき網漁業は水産庁漁業調整課と境港漁業調整事務所、九州漁業調整事務所が管轄している。このように国において統一的な管理体制が確立されている。以上により 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
対象資源の生息域がカバーされていない	.	生息域をカバーする管理体制はあるが、十分には機能していない	.	生息域をカバーする管理体制が確立し機能している

3.2.1.2 監視体制

島根県、鳥取県の大中型まき網漁業については水産庁管理課と境港漁業調整事務所、九州漁業調整事務所等が指導取締りを行っている。外国漁船の違法操業は悪質化・巧妙化・広域化が進むなど漁業取締りをめぐる状況は変化し、2018 年から、水産本庁を漁業取締本部、境港漁業調整事務所を同境港支部、九州漁業調整事務所を同福岡支部として水産庁の漁業取締体制が強化された（水産庁 2018a）。日韓漁業交渉では、現在、入漁条件について合意できておらず、2016 年 7 月以降、相互入漁が一時中断しており、日韓の EEZ 内における相手国側での操業は行われていない。取締のための会議も開催されていない。大中型まき網漁業では VMS（衛星船位測定送信機）が義務付けられ、また漁獲成績報告書の提出率は 100%である。TAC 魚種であるため水揚げ量の報告は迅速になされている。以上により 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
監視はおこなわれていない	主要な漁港の周辺など、部分的な監視に限られている	.	相当程度の監視体制があるが、まだ十分ではない	十分な監視体制が有効に機能している

3.2.1.3 罰則・制裁

漁業協定の中では、排他的経済水域内の違法行為は沿岸国の法律で拿捕等される。暫定水域では相手国に通報し旗国が取り締まる。大中型まき網漁業については、漁業法や指定漁業の許可及び取締り等に関する省令に基づき刑事罰や許可の取り消しが課せられる。罰則規定としては十分に有効と考えられる。以上により 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
罰則・制裁は設定されていない	.	罰則・制裁が設定されているが、十分に効果を有しているとはいえない	.	有効な制裁が設定され機能している

3.2.2 順応的管理

TAC 魚種であり、TAC による管理の結果は引き続く年の資源評価に反映される。TAC は漁期年毎に 1 回以上改定されてきており、中期的管理目標に対して順応的管理と評価できる。順応的管理は資源評価、漁業管理手法の改善を促すと考えられる。順応的管理が十分導入されていると考えられる。以上により 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
モニタリング結果を漁業管理の内容に反映する仕組みがない	.	順応的管理の仕組みが部分的に導入されている	.	順応的管理が十分に導入されている

3.3 共同管理の取り組み

3.3.1 集団行動

3.3.1.1 資源利用者の特定

大中型まき網漁業では農林水産大臣からの許可証の発給により操業しており、公的に全ての漁業者は特定できる。以上により 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	5-35%	35-70%	70-95%	実質上全部

3.3.1.2 漁業者組織への所属割合

島根県、鳥取県の大中型まき網漁業者は山陰旋網漁業協同組合（他海区で操業する許可を有する場合には他地区の漁協にも所属）に参集し、それらの上位組織は全国まき網漁業協会である。全ての漁業者が漁業者組織に属している。以上により 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	5-35%	35-70%	70-95%	実質上全部

3.3.1.3 漁業者組織の管理に対する影響力

2009 年度から 2011 年度の間、「日本海西部・九州西部海域マアジ（マサバ・マイワシ）資源回復計画」が実施され、小型魚保護のため、大中型まき網漁業は小型魚を主体とする漁獲があった場合には速やかに漁場移動を行い、また一定日数を休漁する取り組みがなされた。同計画で実施されていた措置は、2012 年度以降、新たな枠組みである広域資源管理計画の下で継続して実施されている（九州漁業調整事務所 2012）。ゴマサバについてもマサバに準じた制限がかれられた広域資源管理計画と考えてよかろう。また、大中型まき網漁業では TAC の大臣管理分管理のための漁業者による漁獲可能量協定が締結されている。以上により、5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者組織が存在しないか、管理に関する活動を行っていない	.	漁業者組織の漁業管理活動は一定程度の影響力を有している	.	漁業者組織が管理に強い影響力を有している

3.3.1.4 漁業者組織の経営や販売に関する活動

山陰旋網漁業協同組合は境港に冷凍冷蔵工場、水産物直売センターや食事処を有している（山陰旋網漁業協同組合 2018）。鳥取県の境港市地域水産業再生委員会（2014）では、付加価値向上による魚価向上を目指し、サバ等の一次加工場の整備計画を検討して

いる。漁業者組織が全面的に活動していると評価される。以上により 5 点を配分する。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者組織がこれらの活動を行っていない	.	漁業者組織の一部が活動を行っている	.	漁業者組織が全面的に活動を行っている

3.3.2 関係者の関与

3.3.2.1 自主的管理への漁業関係者の主体的参画

大中型まき網漁業関連組合の上部組織である全国まき網漁業協会では、全国資源評価会議、TAC 設定に関する意見交換会等に出席し、資源評価情報説明会（広域資源管理検討会・漁業者協議会）には、全まきの他、山陰旋網漁業協同組合も参加する（水産庁 2017a）。全まきの主催する大臣管理分漁獲量の上限について海区ごとに管理する資源漁獲管理へは山陰旋網漁業協同組合の参加も必要である。年度の資源管理計画についての会合に出席し、同業種団体の役員会、総会、漁協内での理事会等へ参加している。浜の活力再生プランの中にも漁業管理等に関した協議が必要となる場合がある。会議出席日数の具体的な情報は限られるが、24 日以上の会合への参加はあると考えられる。以上により 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
なし	1-5日	6-11日	12-24日	1年に24日以上

3.3.2.2 公的管理への漁業関係者の主体的参画

日本海・九州西広域漁業調整委員会には、山陰旋網漁業協同組合所属大中型まき網漁業者が漁業者代表委員として参画している（水産庁 2018b）。水産政策審議会資源管理分科会には山陰旋網漁業協同組合課長が特別委員として参画している（水産庁 2018c）。適切な公的管理への参画が確認されている。以上により 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	.	形式的あるいは限定的に参画	.	適切に参画

3.3.2.3 幅広い利害関係者の参画

ゴマサバ東シナ海系群を取扱うブロック資源評価会議、全国資源評価会議は一般傍聴を受付けている（水産研究・教育機構 2017、水産庁 2018d）。水産庁では TAC（漁獲可能量）設定に関する意見交換会を開催し、加工流通業者などの自由参加の下、公開で議論を行っている（水産庁 2017b）。また、水産政策審議会資源管理分科会で TAC 数量等について議題となるが、委員、特別委員として水産や港湾の海事産業で働く船員等で組織する労働組合や釣り団体、流通業者、世界自然保護基金ジャパンからも参画している（水産庁 2018c）。各県に漁業と海洋性レクリエーションとの海面の利

用に関する事項について調査、検討等を行う遊漁者等を含めた海面利用協議会等があるが、関係県ではゴマサバを対象とした主要な利害関係者が存在しない、と考えられる。ほぼ全ての主要な関係者が効果的に参画していると評価する。以上により 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	.	部分的・限定的には関与	.	ほぼすべての主要な利害関係者が効果的に関与

引用文献

九州漁業調整事務所 (2012) 日本海西部・九州西海域マアジ(マサバ・マイワシ)広域資源管理方針. www.jfa.maff.go.jp/kyusyu/sigen/attach/pdf/kouikihoushin-7.pdf, 2018/5/30.

黒田啓行・依田真里・林　晃・竹垣草世香・佐々千由紀・髙橋素光 (2018) 平成 29(2017)年度 ゴマサバ東シナ海系群の資源評価. 平成 29 年度 魚種別系群別資源評価 271-302, http://abchan.fra.go.jp/digests2017/details/201708.pdf, 2018/5/30.

永沢　亨 (2018) 東シナ海・黄海の漁業資源(総説). 平成 29 年度 国際漁業資源の現況 65-1～65-7, http://kokushi.fra.go.jp/H29/H29_65.pdf, 2018/5/30.

農林水産省 (2007) 農林水産省告示第九百八十三号 一部改正平成一九年四月一三日 農林水産省告示第五〇五号, http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/kokuji/k0000715.html, 2018/5/30.

農林水産省 (2018) 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画 平成 30 年 12 月 12 日公表. http://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_tac/attach/pdf/index-85.pdf, 2018/5/30.

境港市地域水産業再生委員会 (2014) 浜の活力再生プラン. http://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/pdf/31totori_sakaiminato.pdf, 2018/5/30.

山陰旋網漁業協同組合 (2018) 山陰旋網漁業協同組合. https://www.sanmaki.jp/news.html, 2018/5/30.

水産庁 (2017a) 資源評価情報説明会. http://abchan.fra.go.jp/pr/setsumeikai/28setsumeikai.html, 2018/5/30.

水産庁 (2017b) 「30 年漁期 TAC(漁獲可能量)設定に関する意見交換会」の開催について. http://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_koukan/attach/pdf/index-27.pdf, 2018/5/30.

水産庁 (2018a) 漁業取締本部の設置について. http://www.jfa.maff.go.jp/j/kanri/torishimari/attach/pdf/torishimari2-3.pdf, 2018/5/30.

水産庁 (2018b) 日本海・九州西広域漁業調整委員会議事次第・委員名簿. http://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/nihonkai/attach/pdf/index-64.pdf, 2018/5/30.

水産庁 (2018c) 水産政策審議会資源管理分科会委員・特別委員名簿. http://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/180227-2.pdf, 2018/5/30.

水産庁 (2018d) 「平成 29 年度 全国資源評価報告会」の開催及び一般傍聴について. http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/sigen/180228.html, 2018/5/30.

水産研究・教育機構 (2017) 我が国周辺の水産資源に関する評価会議の開催について. http://www.fra.affrc.go.jp/shigen_hyoka/h29/index.htm, 2018/5/30.

4. 地域の持続性

概要

漁業生産の状況（4.1）

日本海西区におけるゴマサバ対馬暖流系群は、島根県、鳥取県の大中型まき網で大部分が獲られている。収益率のトレンドは低かったが（4.1.1.2　1 点）、漁業収入及び漁業関係資産のトレンドはおおむね高かった（4.1.1.1　4 点、4.1.1.3　5 点）。経営の安定性については、収入の安定性･漁獲量の安定性ともに中程度であった（4.1.2.1　2 点、4.1.2.2　3 点）。操業の安全性、地域雇用への貢献はともに高かった（4.1.3.1 及び 4.1.3.2　5 点）。

加工・流通の状況（4.2）

島根県、鳥取県では少ない産地市場において、比較的大人数の買受人参加の下でセリ取引、入札取引が行われており、競争原理は働いている（4.2.1.1 及び 4.2.1.2　5 点）。卸売市場整備計画により衛生管理が徹底されている（4.2.2.1　5 点）。大きな労働災害は報告されておらず（4.2.3.1　5 点）、地域雇用への貢献は中程度で（4.2.3.2　3 点）、労働条件の公平性も概ね中程度と想定される（4.2.3.3　3 点）。以上より、本地域の加工流通業の持続性は高いと評価できる。

地域の状況（4.3）

水揚げ地では、製氷、冷蔵、冷凍施設や道路、空港などのインフラ整備が進んでおり（4.3.1.1 及び 4.3.1.3　5 点）、また、漁労技術・資源管理方策・調理技術の改善・普及が推進されてきた（4.3.1.2　4 点）。公共サービス水準の指標となる財政力指標は 0.248 となり、全国平均よりも低かった（4.3.2.1　2 点）。一部を除いて全国の製造業の平均給与よりも高い給与額である（4.3.2.2　4 点）。文化面については、漁具･漁法の継承についての情報が得られなかった（4.3.3.1　3 点）、関係県の各地で様々な加工法や郷土食が存在する。（4.3.3.2　5 点）。本地域は水産業関係者にとって十分に魅力的な地域であると評価できる。

評価範囲

① 評価対象漁業の特定

大中型まき網漁業（島根県、鳥取県）

② 評価対象都道府県の特定

鳥取県、島根県

③ 評価対象漁業に関する情報の集約と記述

評価対象都道府県における水産業ならびに関連産業について、以下の情報や、その他後述する必要な情報を集約する。

1） 漁業種類、制限等に関する基礎情報

2） 過去 11 年分の年別水揚げ量、水揚げ額

3） 漁業関係資産

4） 資本収益率

5） 水産業関係者の地域平均と比較した年収

6） 地方公共団体の財政力指標

4.1 漁業生産の状況

4.1.1 漁業関係資産

4.1.1.1 漁業収入のトレンド

漁業収入の傾向として、4.1.2.1 で算出した「さば類」の漁獲金額データを利用した。過去 10 年のうち上位 3 年間の各漁業による漁獲金額の平均と昨年の漁獲金額の比率を各県（鳥取県、島根県）について算出したところ、その単純平均は 約 0.86 となった。以上より 4 点を配点する（鳥取県: 5 点、島根県: 3 点）。

1点	2点	3点	4点	5点
50%未満	50-70%	70-85%	85-95%	95%を超える

4.1.1.2 収益率のトレンド

漁業経営調査報告（2011～2016）（農林水産省「漁業経営調査」）には、漁業種類別かつ都道府県別のデータはないため、漁業種類別のデータを用いて分析を実施する。対象となる漁業のうち、大中型まき網漁業については、経営体調査の大中型まき網漁業（500 トン以上）のデータを分析に利用する。

収益率のトレンドだが、経営体調査報告:大中型まき網漁業（500 トン以上）の 2011～2016 年の（漁撈利益／漁業投下資本合計）の平均値は-0.04 である。漁撈利益そのものがマイナスという年が 5 年中 4 年あり、1 点となる。全体としても 1 点を配する。

1点	2点	3点	4点	5点
0.1未満	0.1-0.13	0.13-0.2	0.2-0.4	0.4以上

4.1.1.3 漁業関係資産のトレンド

漁業経営調査報告（2007～2016）（農林水産省「漁業経営調査」）には、漁業種類別かつ都道府県別のデータはないため、漁業種類別のデータを用いて分析を実施する。対象となる漁業のうち、大中型まき網漁業については、経営体調査の大中型まき網漁業（500 トン以上）のデータを分析に利用する。

漁業関係資産のトレンドだが、経営体調査報告:大中型まき網漁業（500 トン以上）について、漁業投下固定資本合計が過去 10 年間のうち最も多い 3 年は、2014 年、2015 年、2016 年である。この 3 年の平均値に対して、直近の 2016 年の値が示す割合は 96%である。したがって 95%を超えているため、得点としては 5 点を配する。全体としても 5 点を配する。

1点	2点	3点	4点	5点
50%未満	50-70%	70-85%	85-95%	95%を超える

4.1.2 経営の安定性

4.1.2.1 収入の安定性

漁業種類ごとの漁獲金額が公表されていないことから、各県の「さば類」漁獲量に占める評価対象漁業種類による同漁獲量の割合を年別で算出し（農林水産省「漁業・養殖業生産統計」)、これを各県の魚種別漁業生産額（農林水産省「漁業産出額」）に乗じることにより、県別漁業種類別の「さば類」漁獲金額を求めた（上記 2 つの統計はいずれも、マサバとゴマサバを合わせて「さば類」として集計している。したがって、評価対象漁業が評価期間に漁獲する「さば類」のうち、ゴマサバが占める割合が一定であるという仮定のもと、「さば類」の値をそのまま用いて評価を行った。さらに、鳥取県の大中まき網漁業については漁獲金額と漁獲量が秘匿情報につき参照できなかったため、県全体の漁獲金額と漁獲量を代わりに用いて評価を行った。最近 10 年間（2006~2015）の各漁業におけるゴマサバ漁獲金額の安定性を評価した。各県における 10 年間の平均漁獲金額とその標準偏差の比率を求めると、その単純平均は約 0.45 となった。以上を考慮し 2 点を配点する（鳥取県: 2 点、島根県: 3 点)。

1点	2点	3点	4点	5点
1以上	0.40-1	0.22-0.40	0.15-0.22	0.15未満

4.1.2.2 漁獲量の安定性

ここでは農林水産省「漁業・養殖業生産統計」を参照し、最近 10 年間（2006~2015）の関係県の評価対象漁業によるゴマサバ漁獲量の安定性を評価した（上記の統計は、マサバとゴマサバを合わせて「さば類」として集計している。したがって、評価対象漁業が評価期間に漁獲する「さば類」のうち、ゴマサバが占める割合が一定であるという仮定のもと、「さば類」の値をそのまま用いて評価を行った。さらに、鳥取県の大中まき網漁業については漁獲量が秘匿情報につき参照できなかったため、県全体の漁獲量を代わりに用いて評価を行った)。10 年間の平均年間漁獲量とその標準偏差の比率を求めると、約 0.36 となった。以上より、3 点を配点する（鳥取県: 2 点、島根県: 3 点)。

1点	2点	3点	4点	5点
1以上	0.40-1	0.22-0.40	0.15-0.22	0.15未満

4.1.2.3 漁業者団体の財政状況

日本海西区における対馬暖流系群のゴマサバは主に島根県、鳥取県で漁獲されており、主な漁業種類は大中型まき網漁業（島根県、鳥取県）である。大中型まき網漁業を営む経営体は山陰旋網漁業協同組合に所属しており、当該組合の財政状況を示す公開報告書はなかったことから、島根県、鳥取県は 1 点を配点した。これらの配点を合

計して 2 県で除して、1 点を配点した。

1点	2点	3点	4点	5点
経常利益が赤字、もしくは情報無し	.	.	.	経常利益が黒字になっている

4.1.3 就労状況

4.1.3.1 操業の安全性

平成 28 年の各県の水産業における労働災害による死亡者数は、島根県 0 人、鳥取県 0 人であった（厚生労働省島根労働局 2016、厚生労働省鳥取労働局 2016）。2 県の 1,000 人漁期当たり死亡者数は、0 である。以上より、配点は 5 点とする。なお、各県別に評価した場合、島根県 5 点、鳥取県 5 点となる。

1点	2点	3点	4点	5点
1,000人漁期当たりの死亡事故1.0人を超える	0.75-1.0人未満	0.5-0.75人未満	0.25-0.5人未満	1,000人漁期当たりの死亡事故0.25人未満

4.1.3.2 地域雇用への貢献

「組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする」（水産業協同組合法第 1 章第 6 条）、またその組合員も「組合の地区内に住所を有する」必要がある（同法第 2 章第 4 節第 18 条）。さらに連合会の会員も「連合会の地区内に住所を有する」必要がある（同法第 4 章第 88 条）。国際研修協力機構（2017）によれば、技能実習制度を活用した外国人労働者についても、船上において漁業を行う場合、その人数は実習生を除く乗組員の人数を超えてはならないと定められているため、全体に占める割合は高いとは言えない。こうした現状から、外国人の技能実習生を含め、ほぼすべての漁業者は地域内に居住または雇用されていることになり、地域経済に貢献していると言える。以上より 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
事実上いない	5-35%	35-70%	70-95%	95-100%

4.1.3.3 労働条件の公平性

労働基準関係法令違反により 2018 年 3 月 20 日現在で公表されている送検事案の件数は、鳥取県において 2 件（厚生労働省鳥取労働局 2018）、島根県において 5 件（厚生労働省島根労働局 2018）であった。他産業では、違法な時間外労働を行わせた事例があったものの、各県とも漁業においては労働条件の公平性に関わる送検事例は発生しておらず、ゴマサバに関わる漁業における労働条件の公平性は低いものではないと

考えられる。以上より 3 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
能力給、歩合制を除き、一部被雇用者のみ待遇が極端に悪い	.	能力給、歩合制を除き、被雇用者によって待遇が極端に違わない	.	能力給、歩合以外の面での待遇が平等である

4.2 加工・流通の状況

ここではゴマサバ対馬暖流系群日本海西区の水揚げがある対象都道府県の状況を分析した。

4.2.1 市場の価格形成

ここでは各水揚げ港（産地市場）での価格形成の状況を評価する。

4.2.1.1 買受人の数

鳥取県には 8 か所に産地市場がある。このうち年間取扱量が 500 トン未満の市場が 2 市場、3000 トン未満の市場が 4 市場ある。買受人数に着目すると、買受人が 50 人以上登録されている市場は 3 市場、20～50 人未満の登録が 2 市場、10～20 人未満の登録が 3 市場ある。一方 5 人未満の小規模市場はない。セリ取引、入札取引による競争原理は働いている（鳥取県 2013 年漁業センサス）。

島根県には 8 か所に産地市場がある。このうち年間取扱量が 500 トン未満の市場が 1 市場、3000 トン未満の市場が 4 市場ある。買受人数に着目すると、買受人が 50 人以上登録されている市場は 7 市場、20～50 人未満の登録が 1 市場ある。一方 10 人未満の小規模市場はない。セリ取引、入札取引による競争原理は働いている（島根県 2013 年漁業センサス）。

島根県、鳥取県では少ない産地市場において、比較的大人数の買受人参加の下でセリ取引、入札取引が行われており、セリ取引、入札取引による競争原理は働いていることから、5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
利用できる情報はない	.	少数の買受人の調整グループ	.	非常に競争的である

4.2.1.2 市場情報の入手可能性

各県が作成している卸売市場整備計画では、施設の整備、安全性確保、人の確保等と並んで、取引の公平性・競争性の確保が記載されている（鳥取県 2002、島根県 2017）。水揚げ情報、入荷情報、セリ・入札の開始時間、売り場情報については公の場

に掲示されるとともに、仲買人の事務所に電話・ファックスなどを使って連絡されるなど、市場情報は仲買人に公平に伝達されている。これによりセリ取引、入札取引において競争の原理が働き、公正な価格形成が行われている。これらの結果から 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
利用できる情報はない	.	信頼できる価格と量の情報が、次の市場が開く前に明らかになり利用できる	.	正確な価格と量の情報を随時利用できる

4.2.1.3 貿易の機会

現在ゴマサバの実効輸入関税率は基本 10%であるが、乾燥させたものについては 15%となっている（日本税関 2018）。また、非関税障壁にあたる輸入割当も対象となっている（経済産業省 2017）。関税、非関税障壁を平均して評点した結果、3 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
貿易の機会を与えられていない	.	何らかの規制により公正な競争になっていない	.	実質、世界的な競争市場に規制なく参入することが出来る

4.2.2 付加価値の創出

ここでは加工流通業により、水揚げされた漁獲物の付加価値が創出される状況を評価する。

4.2.2.1 衛生管理

鳥取県内の産地卸売市場及び小規模市場は、「鳥取県卸売市場整備計画（第 7 次計画）」（平成 14 年 3 月）に則り、県及び市町村が定める衛生基準に照らして管理されている（鳥取県 2002）。また、「鳥取県 HACCP 適合施設認定制度」を制定し、衛生管理の徹底を図っている（鳥取県 2018）。

島根県内の産地卸売市場及び小規模市場は、「島根県卸売市場整備計画（第 10 次計画）」（平成 29 年 3 月）に則り、県及び市町村が定める衛生基準に照らして管理されている（島根県 2017）。また、「安全で美味しい島根の県産品認証制度」（愛称：美味しまね認証制度）を制定し、衛生管理の徹底を図っている（島根県 2009）。

各県とも、おおむね 5 年に一度改定される卸売市場整備計画に則り、産地卸売市場及び小規模市場は、県及び市町村が定める衛生基準に照らして管理されている。また、各県とも、食品の安全性を確保するための自主的管理認定制度を制定しており、県・市町村の衛生基準の徹底と併せて衛生管理が徹底されている。以上より 5 点を配

点する。

1点	2点	3点	4点	5点
衛生管理が不十分で問題を頻繁に起こしている	.	日本の基準を満たしている	.	高度衛生管理を行っている

4.2.2.2 利用形態

鳥取県の主要漁港である境漁港ではマサバとゴマサバを含めたサバ類の餌料向け割合が 86%を占めており、島根県の浜田漁港のサバ類の餌料向け割合は 67%を占めた（農林水産省 2017b）。食用のゴマサバは基本的に大衆食材となっていることから非食用が 0%で 3 点とし、鳥取県は 1 点、島根県は 2 点を配点した。2 県平均は 1.5 点であったことから、2 点を配点した。

1点	2点	3点	4点	5点
魚粉/動物用餌/餌料/消費されない	.	中級消費用（冷凍、大衆加工品）	.	高級消費用（活魚、鮮魚、高級加工品）

4.2.3 就労状況

4.2.3.1 労働の安全性

平成 28 年の各県の食品製造業における労働災害による死亡者数は、島根県 0 名、鳥取県 0 名であった（厚生労働省島根労働局 2016、厚生労働省鳥取労働局 2016）。したがって、1,000 人当たり年間死亡者数は、島根県 0 人鳥取県 0 人となり、平均値は 0 人となる。以上より、5 点を配点する。なお、各県別に評価した場合、島根県 5 点、鳥取県 5 点となる。

1点	2点	3点	4点	5点
1,000人年当たりの死亡事故1人を超える	1人未満0.6人以上	0.6人未満0.3人以上	0.3人未満0.1人以上	1,000人年当たりの死亡事故0.1人未満

4.2.3.2 地域雇用への貢献

水産加工業経営実態調査（水産庁 2017）によれば、ゴマサバを漁獲する県における水産加工業経営体数は、全国平均の約 0.67 倍であった。この数字によれば、当該地域の水産加工業経営体数は中程度であり、地域雇用に貢献していると言える。以上より、3 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
0.3未満	0.3以上0.5未満	0.5以上1未満	1以上2未満	2以上

4.2.3.3 労働条件の公平性

労働基準関係法令違反により 2018 年 3 月 20 日現在で公表されている送検事案の件数は、鳥取県において 2 件（厚生労働省鳥取労働局 2018）、島根県において 5 件（厚生労働省島根労働局 2018）であった。水産加工業・水産流通業においては労働条件に関わる送検事例は発生しておらず、ゴマサバに関わる加工・流通における労働条件の公平性は比較的高いと考えられる。以上より 3 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
能力給、歩合制を除き、一部被雇用者のみ待遇が極端に悪い、あるいは問題が報告されている	.	能力給、歩合制を除き、被雇用者によって待遇が極端には違わず、問題も報告されていない	.	待遇が公平である

4.3 地域の状況

4.3.1 水産インフラストラクチャ

4.3.1.1 製氷施設、冷凍・冷蔵施設の整備状況

鳥取県における冷凍・冷蔵倉庫数は 65 工場、冷蔵能力は 122,982 トン（1 工場当たり 1,922 トン）、1 日当たり凍結能力 2,240 トン、1 工場当たり 1 日当たり凍結能力 47 トンである。水揚げ量に対する必要量を満たしている。（鳥取県 2013 年漁業センサス）

島根県における冷凍・冷蔵倉庫数は 85 工場、冷蔵能力は 37,459 トン（1 工場当たり 468 トン）、1 日当たり凍結能力 1,698 トン、1 工場当たり 1 日当たり凍結能力 21 トンである。水揚げ量に対する必要量を満たしている。（島根県 2013 年漁業センサス）

各県ともに、好不漁によって地域間の需給アンバランスが発生することもあるが、商行為を通じて地域間の調整は取れている。地域内における冷凍・冷蔵能力は水揚げ量に対する必要量を満たしている。以上より 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
氷の量は非常に制限される	氷は利用できるが、供給量は限られ、しばしば再利用されるか、溶けかけた状態で使用される	氷は限られた形と量で利用でき、最も高価な漁獲物のみに供給する	氷は、いろいろな形で利用でき、そして、氷が必要なすべての魚に対し新鮮な氷で覆う量を供給する能力がある	漁港において氷がいろいろな形で利用でき、冷凍設備も整備されている。

4.3.1.2 先進技術導入と普及指導活動

島根県のまき網漁業では、隠岐地域まき網漁業構造改革プロジェクトが省エネ・省

コスト化のために大口径プロペラおよび省エネ・環境対応型エンジンの導入に取り組んでいる（隠岐地域まき網漁業構造改革プロジェクト 2013）。

なお、鳥取県のまき網漁業では、最新技術導入に関する資料・報告を入手できなかった。鳥取県では、鳥取県水産試験場が平成 25 年から現在まで漁況および海況情報を公開している（鳥取県水産試験場 2018）。このように、鳥取県では、積極的な普及活動がおこなわれている。よって、島根県には 5 点、鳥取県には 3 点を配点し、平均として 4 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
普及指導活動が行われていない	.	普及指導活動が部分的にしか行われていない	.	普及指導活動が行われ、最新の技術が採用されている

4.3.1.3 物流システム

Google Map によりゴマサバを主に水揚げしている漁港から地方、中央卸売市場、貿易港、空港などの地点までかかる時間を検索すると、幹線道路を使えば複数の主要漁港から中央卸売市場への所要時間は遅くとも 2 時間半前後であり、ほとんどの漁港から地方卸売市場までは 1 時間前後で到着できる（離島は除く）。また空港、貿易港までも遅くとも 2 時間以内に到着可能であり、経営戦略として自ら貿易の選択肢を選ぶことも可能である。以上より 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
主要物流ハブへのアクセスがない	.	貿易港、空港のいずれかが近くにある、もしくはそこへ至る高速道路が近くにある	.	貿易港、空港のいずれもが近くにある、もしくはそこへ至る高速道路が近くにある

4.3.2 生活環境

4.3.2.1 自治体の財政状況

各地域の公共サービス水準の指標となる、関係県の財政収入額を需要額で除して求められた財政力指数をみた。財政力指数の値は、鳥取県が 0.2549、島根県が 0.2417 であり、平均値は 0.283 となる（総務省 2018）。以上より、2 点を配点する。なお、各県別に評価した場合、島根県 2 点、鳥取県 2 点となる。

1点	2点	3点	4点	5点
その自治体の財政力指標が0.2以下	その自治体の財政力指標が0.2-0.4	その自治体の財政力指標が0.4-0.6	その自治体の財政力指標が0.6-0.8	その自治体の財政力指標が0.8以上

4.3.2.2 水産業関係者の所得水準

ゴマサバ対馬暖流系群日本海西区を漁獲している大中型まき網（島根県、鳥取県）漁業の所得水準は、それぞれ月給が 469,553 円（4 点）、721,353 円（5 点）であった。（国土交通省 2017）。島根県についてはデータが存在しなかったので全国の平均値で代用した。賃金構造基本統計調査による 2 県の企業規模 10～99 人の製造業の男性平均月給の平均は、鳥取県で 236,500 円、島根県で 253,000 円（厚生労働省 2017）となった。また国税庁の平成 27 年度「民間給与実態統計調査結果」第 7 表企業規模別及び給与階級別の給与所得者数・給与額（役員）によると（国税庁 2018）、全国の資本金 2,000 万円以下の企業役員の平均月給与額は 459,583 円となっており、大中型まき網の役員クラスの持代（歩）数は 1.23 となっているため、大中型まき網（島根県、鳥取県）は、それぞれ月給が 577,550 円（4 点）、887,264 円（4 点）となり、全国の製造業の平均給与よりも高い給与額であることがわかる。したがって全国的な製造業や、中小企業役員、同地域内の製造業などどのレベルにおいても競争力のある産業であることがわかる。平均を四捨五入し、4 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
所得が地域平均の半分未満	所得が地域平均の50-90%	所得が地域平均の上下10%以内	所得が地域平均を10-50%超える	所得が地域平均を50%以上超える

4.3.3 地域文化の継承

4.3.3.1 漁具漁法における地域文化の継続性

出雲や岩見、隠岐では、江戸時代から、夜間に篝火をたいて敷網を用いるさば漁業が発達した（金田 1997）。その操業形態がそのまま現在まで続けられているわけではないが、集魚灯を使用する漁法は現在のまき網漁業だけでなく、さばはね釣り漁やさばたもすくい網漁業に受け継がれている。よって 3 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
漁具・漁法に地域の特徴はない	.	地域に特徴的な、あるいは伝統的な漁具・漁法は既に消滅したが、復活保存の努力がされている	.	地域に特徴的な、あるいは伝統的な漁具・漁法により漁業がおこなわれている

4.3.3.2 加工流通技術における地域文化の継続性

鳥取の山間部では、塩さばを串にさして焼きさばにしたり、その身をオオバガラシの葉とともに煮つけたり、あるいはなれずし・へしこ（糠漬け）などに加工して保存する。一方、因幡海岸のあたりでは、刺身のように薄く切ったマサバと麩とネギを鍋にいれて醤油、砂糖で煮立てた「すき焼き」も、春から秋の日常食として食される

（福士 1991）。鳥取県米子市では吾左衛門鮓が有名である。これは寛永年間に米子の廻船問屋によって船子の弁当として開発され、弓ヶ浜半島の漁師に普及したものとされる（日本水産資源保護協会 1987）。島根では、酢でしめたさばにおからを挟んだ「おまんずし」や、酢しめさばと大根とニンジンをなました「さんとう」などが秋祭り・正月にふるまわれるという（島田 1991）。以上のように、各地で様々な地域食文化が受け継がれていることから、5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
加工・流通技術で地域に特徴的な、または伝統的なものはない	.	地域に特徴的な、あるいは伝統的な加工・流通技術は既に消滅したが、復活保存の努力がされている	.	特徴的な、あるいは伝統的な加工・流通がおこなわれている地域が複数ある

引用文献

福士俊一 (1991) 「日本の食生活全集 聞き書 鳥取の食事」. 農山漁村文化協会.

金田禎之 (1997) さかな随談. 成山堂書店.

経済産業省 (2017) 輸入割当て(IQ)対象水産物の属名、製品形態等の一覧. http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/download/201709IQichiran.pdf, 2018/4/12.

国土交通省 (2017) 平成 29 年度国土交通省船員労働統計. http://www.mlit.go.jp/k-toukei/05/labour01/index.pdf, 2018/4/13.

国際研修協力機構 (2017) 外国人技能実習制度の仕組み. http://www.jitco.or.jp/system/seido_kenshu.html, 2017/9/29.

国税庁 (2018) 平成 27 年分 民間給与実態統計調査結果. 第 7 表企業規模別及び給与階級別の給与所得者数・給与額(役員), https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan2015/pdf/07.pdf, 2018/4/12.

厚生労働省 (2017) 平成 28 年賃金構造基本統計調査. 男女計の都道府県, 産業別所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(企業規模計), http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001062233&cycleCode=0&requestSender=estat, 2018/3/15.

厚生労働省島根労働局 (2016) 平成 28 年 業種別労働災害発生状況(確定値). https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/var/rev0/0110/6280/2017411132737.pdf, 2018/4/13.

厚生労働省島根労働局 (2018) 労働基準関係法令違反に係る公表事案 https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/content/contents/000355700.pdf, 2018/4/13.

厚生労働省鳥取労働局 (2016) 平成 28 年業種別労働災害発生状況(確定値). https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/library/tottori-roudoukyoku/toukei/pdf/roudou_h28_201703.pdf, 2018/4/13.

厚生労働省鳥取労働局 (2018) 労働基準関係法令違反に係る公表事案 https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/content/contents/roudou_ihan_kouhyou_31_01_10.pdf, 2018/4/13.

日本水産資源保護協会 (1987) わが国の水産業 あじ・さば http://www.fish-jfrca.jp/02/pdf/pamphlet/060.pdf, 2018/4/12.

日本税関 (2018) 輸入統計品目表(実行関税率表)実行関税率表(2018 年 4 月 1 日版). http://www.customs.go.jp/tariff/2018_4/data/j_03.htm, 2018/4/13

農林水産省 (2015) 2013 年漁業センサス. https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00500210&tstat=000001033844&cycle=0&tclass1=000001066355&tclass2=000001066375&tclass3=000001073909, 2018/4/12.

農林水産省 (2017a) 平成 27 年度 水産業協同組合統計表(都道府県知事認可の水産業協同組合).

農林水産省 (2017b) 成 25 年水産物流通調査.

農林水産省「漁業・養殖業生産統計」. http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/, 2018/4/13.

農林水産省「漁業産出額」. https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00500208&tstat=000001015664&cycle=7&year=20150&month=0&tclass1=000001036597&tclass2=000001100315, 2018/4/13.

農林水産省「漁業経営調査」. https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00500203&tstat=000001014581&cycle=7&year=20150&month=0&tclass1=000001017157&tclass2=000001090135, 2018/4/13.

隠岐地域まき網漁業構造改革プロジェクト (2013) 隠岐地域まき網漁業構造改革プロジェクト改革計画書(島前部会). http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H250314_oki_tyumaki.pdf, 2018/4/13.

島田成矩 (1991) 「日本の食生活全集 聞き書島根の食事」. 農山漁村文化協会.

島根県 (2013) 漁業センサス. http://pref.shimane-toukei.jp/upload/user/00018361-J4jls5.pdf, 2018/4/13.

島根県 (2009) 「安全で美味しい島根の県産品認証制度」(平成 21 年). https://www.pref.shimane.lg.jp/life/syoku/anzen/oishimane/, 2018/4/13.

島根県 (2017) 島根県卸売市場整備計画(第 10 次計画)(平成 29 年 3 月). https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/chisan/shijou/index.data/10jikeikaku.pdf, 2018/4/13.

総務省 (2018) 全都道府県の主要財政指標. http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/H27_chiho.html, 2018/4/13.

水産庁 (2017) 平成 28 年度水産加工業経営実態調査.

鳥取県 (2002)「鳥取県卸売市場整備計画(第 7 次計画)」(平成 14 年 3 月).

鳥取県 (2013) 漁業センサス. http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/969943/fc_2013.pdf,

2018/4/13.

鳥取県 (2018) 鳥取県 HACCP 適合施設認定制度. https://www.pref.tottori.lg.jp/42073.htm, 2018/4/13.

鳥取県水産試験場 (2018) 浜新聞 魚取(とと り)新報. https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1155571/3003.pdf, 2018/4/13

5. 健康と安全・安心

5.1 栄養機能

5.1.1 栄養成分

ゴマサバの栄養成分は、表のとおりである（文部科学省 2016 年）。

エネルギー		水分	タンパク質	アミノ酸組成によるタンパク質	脂質	トリアシルグリセロール当量	脂肪酸			コレステロール	炭水化物	利用可能炭水化物（単糖当量）	食物繊維総量）	灰分
							飽和	一価不飽和	多価不飽和					
kcal	kJ	g	g	g	g	g	g	g	g	mg	g	g	g	g
146	611	70.7	23	19.5	5.1	3.7	1.2	0.87	1.48	59	0.3	-	(0)	1.3

無機質												
ナトリウム	カリウム	カルシウム	マグネシウム	リン	鉄	亜鉛	銅	マンガン	ヨウ素	セレン	クロム	モリブデン
mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg	μg	μg	μg	μg
66	420	12	33	260	1.6	1.1	0.13	0.01	-	-	-	-

ビタミン（脂溶性）											
A						D	E				K
レチノール	カロテン		β-クリプトキサンチン	β-カロテン当量	レチノール活性当量		トコフェロール				
	α	β					α	β	γ	δ	
μg	μg	μg	μg	μg	μg	μg	mg	mg	mg	mg	μg
8	0	0	0	0	8	4.3	1.2	0	0	0	4

ビタミン（水溶性）									食塩相当量
B1	B2	ナイアシン	B6	B12	葉酸	パントテン酸	ビオチン	C	
mg	14.6	mg	mg	μg	μg	mg	μg	mg	g
0.17	0.28	14.6	0.65	12.6	10	0.72	-	Tr	0.2

5.1.2 機能性成分

5.1.2.1 EPA と DHA

ゴマサバの魚油には、高度不飽和脂肪酸である EPA と DHA が多く含まれている。ゴマサバ（生、三枚おろし）の EPA 含量は 230mg/100g、DHA 含量は、830mg/100g で

ある。EPA は、血栓予防、抗炎症作用、高血圧予防、DHA は、脳の発達促進、認知症予防、視力低下予防、動脈硬化の予防改善、抗がん作用等の効果がある（水産庁 2014、文部科学省 2015）。

5.1.2.2 ビタミン

ビタミン B2、D、ナイアシンなどが多く含まれている。ビタミン B2 は、細胞内の物質代謝に関与しビタミン D は骨の主成分であるカルシウムやリンの吸収に関与している。ナイアシンは、体内の酸化還元酵素の補酵素として働く。

また、血合肉には、ビタミン A と D が豊富である。ビタミン A は、視覚障害の予防に効果がある（大日本水産会 1999）。

5.1.2.3 ミネラル

抗酸化作用を有するセレンを多く含む。血合肉には、血液の構成成分である鉄が多く含まれている（大日本水産会 1999）。

5.1.2.4 タウリン

アミノ酸の一種で、血合肉に多く含まれている。動脈硬化予防、心疾患予防、胆石予防貧血予防、肝臓の解毒作用の強化、視力の回復等の効果がある（水産庁 2014）。

5.1.3 旬と目利きアドバイス

5.1.3.1 旬

ゴマサバの旬は，晩夏、秋～冬、春までである。12 月後半～1 月中は、小ぶりのものでも脂がのっている（藤原 2011）。マサバに比べ、体脂肪は低い。また、一般的に，ゴマサバの味はマサバよりも劣るとされているが、周年を通じて変化がないことから、マサバの味が落ちる夏に相対的に美味とされ、市場で珍重される。（多紀ほか 2007）。

5.1.3.2 目利きアドバイス

ゴマサバの鮮度が良いものは、以下の特徴があり目利きのポイントとなる。

① 体表の光沢が良く、斑点や模様が鮮やかである。②鱗がはがれていない。③目が澄

んでいる。④鰓が鮮やかな赤色である。⑤臭いがしない。⑥腹部がかたくしっかりしていて、肛門から内容物が出ていない（須山・鴻巣 1987）。

5.2 検査体制

5.2.1 食材として供する際の留意点

5.2.1.1 生食におけるアニサキス感染

ゴマサバにはアニサキス幼虫が寄生していることがある。アニサキス幼虫は、摂餌等の際に口から入り、消化管から腹腔内へ移動して、内臓表面に寄生するが、魚の死後、筋肉へ移動して筋肉内に寄生する。刺身など生食の際に、アニサキス幼虫が取り込まれると、まれに消化管に食い込むことで、急性または慢性の腹痛、嘔吐、下痢などが引き起こることがある（アニサキス症という）。なお、アニサキスは、日本周辺には 2 種が生息し、九州や四国に主に分布するアニサキスはアニサキス症の原因にはほとんどならないことが報告されている（鈴木・村田 2011）。

予防には、①新鮮な魚を用いる、②内臓を速やかに取り除く、③目視で確認し、アニサキス幼虫を取り除く、④生の内臓を提供しない、⑤加熱（70℃以上で死滅）および冷凍（-20℃で 24 時間冷凍することで感染性を失う）することが有効である （厚生労働省 2017）。

5.2.1.2 ヒスタミン中毒

筋肉中のヒスチジン含量が高いゴマサバは、ヒスタミン中毒を起こしやすい。ヒスタミン中毒は、アレルギー様食中毒ともいわれ、食後、顔面が紅潮し、頭痛、じんましん、発熱などの症状を呈する食中毒である。ヒスタミンは、細菌の脱炭酸酵素によりヒスチジンから生成される。この中毒の原因物質はヒスタミンであるが、防止対策の面からは細菌による食中毒であることを正しく理解すべきである。防止策としては、低温管理の徹底が有効である。鮮度が低下した魚は用いない。また、いったん生成したヒスタミンは加熱調理では分解されないので注意が必要である（藤井 2010）。

5.2.1.3 アレルゲン

サバは、特定原材料に準ずるものに指定されている。このため、サバを扱うことによりアレルゲンの拡散に留意する。特に、加工場で、サバと同じ製造ラインで生産した製品など、アレルゲンの混入の可能性が排除できない場合には、その製品には、注

意喚起表示を行う（消費者庁 2018）。

5.2.1.4 脂質の酸化

ゴマサバの脂質構成成分には高度不飽和脂肪酸が多いため自動酸化しやすい。酸化が進むと風味に影響を及ぼすほか、健康に影響を及ぼすといわれている酸化コレステロールやマロンアルデヒドなどが生成する。このため、加工に用いる場合は、脂質が酸化しやすいことに留意する（大島 2012）。

5.2.2 流通における衛生検査および関係法令

生食用生鮮魚介類では、食品衛生法第 11 条より、腸炎ビブリオ最確数が 100/g 以下と成分規格が定められている。

5.2.3 特定の水産物に対して実施されている検査や中毒対策

特に本種を対象にした検査はない。

5.2.4 検査で陽性となった場合の処置・対応

市場に流通した水産物について、貝毒や腸炎ビブリオ最確数において、基準値を超えると食品衛生法第 6 条違反（昭和 55 年 7 月 1 日，環乳第 29 号）となる。

5.2.5 家庭で調理する際等の留意点

5.2.5.1 アニサキス感染防止

新鮮なものを選び、内臓を速やかに除去する。内臓の生食はしない。目視で確認し、アニサキス幼虫を除去する（厚生労働省 2017）。

5.2.5 2 ヒスタミン中毒防止

新鮮なものを選び、低温管理を徹底する。えらや内臓はヒスタミン生成菌が存在するため、購入後速やかに除去する。鮮度が低下した魚は食べない。食べたときに舌に刺激を感じる場合は、ヒスタミンの可能性があるため、食べずに廃棄する（藤井 2010）。

引用文献

大日本水産会 (1999) 栄養士さんのための魚の栄養事典. 20, 22, 36.

藤井建夫 (2010) 「改訂水産海洋ハンドブック」. 生物研究社, 東京, 484.

藤原昌高 (2011) 「地域食材大百科　第 5 巻 魚介類、海藻」, 農村漁村文化協会, 東京, 71.

厚生労働省 (2017) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000042953.htm/,

文部科学省 (2015) 日本食品標準成分表 2015 年版(七訂)脂肪酸成分表編. http://www.mext.go.jp/a_menu/syokuhinseibun/1365473.htm, 2018/4/13.

文部科学省 (2016) 日本食品標準成分表 2015 年版(七訂), 132-133.

大島敏明 (2012) 「最新水産ハンドブック」. 講談社, 東京, 369-370.

消費者庁 (2018) アレルギー表示について. http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/pdf/food_index_8_161222_0001.pdf, 2018/4/13.

水産庁 (2014) 平成 25 年度版 水産白書. 27.

須山三千三・鴻巣章二編 (1987) 「水産食品学」. 恒星社厚生閣, 東京, 133-134.

鈴木　淳・村田理恵 (2011) わが国におけるアニサキス症とアニサキス属幼線虫, 東京都健康安全研究センター研究年報 第 62 号, 13-24.

多紀保彦・中村康夫・近江　卓 監修 (2007) 「食材魚介大百科　④海藻類+魚類+海獣類ほか」, 平凡社, 79.

SH“U”Nのおさかな推奨指標のまとめ

		参考値
系群・地域	ゴマサバ日本海西区	
漁業	大中型まき網、中・小型まき網漁業	3.8
年	2018	

資源の状態

大項目	中項目	中項目_評価点	中項目_重み	大項目_重み	大項目_評価点	評価軸_総合点
対象種の資源生物研究・モニタリング・評価手法	生物学的情報の把握	3.7	1.0	1.0	4.5	3.3
	モニタリングの実施体制	4.8	1.0			
	資源評価の方法と評価の客観性	5.0	1.0			
対象種の資源水準と資源動向	対象種の資源水準と資源動向	2.0	1.0	1.0	2.0	
対象種に対する漁業の影響評価	現状の漁獲圧が対象種資源の持続的生産に及ぼす影響	3.0	1.0	1.0	3.3	
	現状漁獲圧での資源枯渇リスク	3.0	1.0			
	資源評価結果の漁業管理への反映	4.0	1.0			

生態系・環境への配慮

大項目	中項目	中項目_評価点	中項目_重み	大項目_重み	大項目_評価点	評価軸_総合点
操業域の環境・生態系情報、科学調査、モニタリング	基盤情報の蓄積	4.0	1.0	1.0	3.7	3.6
	科学調査の実施	4.0	1.0			
	漁業活動を通じたモニタリング	3.0	1.0			
同時漁獲種	混獲利用種	3.0	1.0	1.0	2.3	
	混獲非利用種	1.0	1.0			
	希少種	3.0	1.0			
生態系・環境	食物網を通じた間接作用	3.3	1.0	1.0	4.8	
	生態系全体	4.0	1.0			
	海底環境（着底漁具を用いる漁業）	4.0	1.0			
	水質環境	4.0	1.0			
	大気環境	4.0	1.0			

漁業の管理

大項目	中項目	中項目_評価点	中項目_重み	大項目_重み	大項目_評価点	評価軸_総合点
管理施策の内容	インプット・コントロール又はアウトプット・コントロール	5.0	1.0	1.0	4.0	4.7
	テクニカル・コントロール	4.0	1.0			
	生態系の保全施策	3.0	1.0			
執行の体制	管理の執行	5.0	1.0	1.0	5.0	
	順応的管理	5.0	1.0			
共同管理の取り組み	集団行動	5.0	1.0	1.0	5.0	
	関係者の関与	5.0	1.0			

地域の持続性

大項目	中項目	中項目_評価点	中項目_重み	大項目_重み	大項目_評価点	評価軸_総合点
漁業生産の状況	漁業関係資産	3.3	1.0	1.0	3.2	3.6
	経営の安定性	2.0	1.0			
	就労状況	4.3	1.0			
加工・流通の状況	市場の価格形成	4.3	1.0	1.0	3.8	
	付加価値の創出	3.5	1.0			
	就労状況	3.7	1.0			
地域の状況	水産インフラストラクチャ	4.7	1.0	1.0	3.9	
	生活環境	3.0	1.0			
	地域文化の継承	4.0	1.0			

資源の状態

大項目	中項目	小項目	漁業	スコア	漁業別重み*	スコア	小項目_重み	中項目_評価点
対象種の資源生物研究・モニタリング	生物学的情報の把握	分布と回遊				3	1.0	3.7
		年齢・成長・寿命				4	1.0	
		成熟と産卵				4	1.0	
	モニタリングの実施体制	科学的調査				4	1.0	4.8
		漁獲量の把握				5	1.0	
		漁獲実態調査				5	1.0	
		水揚物の生物調査				5	1.0	
	資源評価の方法と評価の客観性	資源評価の方法				5	1.0	5.0
		資源評価の客観性				5	1.0	
対象種の資源水準と資源動向	対象種の資源水準と資源動向	対象種の資源水準と資源動向				2	1.0	2.0
対象種に対する漁業の影響評価	現状の漁獲圧が対象種資源の持続的生産に及ぼす影響	現状の漁獲圧が対象種資源の持続的生産に及ぼす影響				3	1.0	3.0
	現状漁獲圧での資源枯渇リスク	現状漁獲圧での資源枯渇リスク				3	1.0	3.0
	資源評価結果の漁業管理への反映	漁業管理方策の有無				5	1.0	4.0
		予防的措置の有無				2	1.0	
		環境変化が及ぼす影響の考慮				4	1.0	
		漁業管理方策の策定				5	1.0	
		漁業管理方策への遊漁、外国漁船、IUU漁業などの考慮				3	1.0	

生態系・環境への配慮

＊漁業種類に対する重みは2016年の当該海域における漁獲量比を用いた(大中型1そうまき網91.9%、中・小型まき網8.1%)

大項目	中項目	小項目	漁業	スコア	漁業別重み*	スコア	小項目_重み	中項目_評価点
操業域の環境・生態系情報、科学調査、モニタリング	基盤情報の蓄積	基盤情報の蓄積				4	1.0	4.0
	科学調査の実施	科学調査の実施				4	1.0	4.0
	漁業活動を通じたモニタリング	漁業活動を通じたモニタリング				3	1.0	3.0
同時漁獲種	混獲利用種	混獲利用種	大中型1そうまき網	3	0.92	3.0	1.0	3.0
			中小型まき網	3	0.08			
	混獲非利用種	混獲非利用種				1	1.0	1.0
	希少種	希少種	大中型1そうまき網	3	0.92	3.0	1.0	3.0
			中小型まき網	3	0.08			
生態系・環境	食物網を通じた間接作用	捕食者				3	1.0	3.3
		餌生物				4	1.0	
		競争者				3	1.0	
	生態系全体	生態系全体	大中型1そうまき網	4	0.92	4.0	1.0	4.0
			中小型まき網	4	0.08			
	海底環境（着底漁具を用いる漁業）	海底環境（着底漁具を用いる漁業）				4	1.0	4.0
	水質環境	水質環境				4	1.0	4.0
	大気環境	大気環境				4	1.0	4.0

漁業の管理

大項目	中項目	小項目	漁業 スコア 漁業別重み*	スコア	小項目_重み	中項目_評価点
管理施策の内容	インプット・コントロール又はアウトプット・コントロール	インプット・コントロール又はアウトプット・コントロール		5	1.0	5.0
	テクニカル・コントロール	テクニカル・コントロール		4	1.0	4.0
	生態系の保全施策	環境や生態系への漁具による影響を制御するための規制		3	1.0	3.0
		生態系の保全修復活動		NA	1.0	
執行の体制	管理の執行	管轄範囲		5	1.0	5.0
		監視体制		5	1.0	
		罰則・制裁		5	1.0	
	順応的管理	順応的管理		5	1.0	5.0
共同管理の取り組み	集団行動	資源利用者の特定		5	1.0	5.0
		漁業者組織への所属割合		5	1.0	
		漁業者組織の管理に対する影響力		5	1.0	
		漁業者組織の経営や販売に関する活動		5	1.0	
	関係者の関与	自主的管理への漁業関係者の主体的参画		5	1.0	5.0
		公的管理への漁業関係者の主体的参画		5	1.0	
		幅広い利害関係者の参画		5	1.0	

地域の持続性

大項目	中項目	小項目	漁業 スコア 漁業別重み*	スコア	小項目_重み	中項目_評価点
漁業生産の状況	漁業関係資産	漁業収入のトレンド		4	1.0	3.3
		収益率のトレンド		1	1.0	
		漁業関係資産のトレンド		5	1.0	
	経営の安定性	収入の安定性		2	1.0	2.0
		漁獲量の安定性		3	1.0	
		漁業者団体の財政状況		1	1.0	
	就労状況	操業の安全性		5	1.0	4.3
		地域雇用への貢献		5	1.0	
		労働条件の公平性		3	1.0	
加工・流通の状況	市場の価格形成	買受人の数		5	1.0	4.3
		市場情報の入手可能性		5	1.0	
		貿易の機会		3	1.0	
	付加価値の創出	衛生管理		5	1.0	3.5
		利用形態		2	1.0	
	就労状況	労働の安全性		5	1.0	3.7
		地域雇用への貢献		3	1.0	
		労働条件の公平性		3	1.0	
地域の状況	水産インフラストラクチャ	製氷施設、冷凍・冷蔵施設の整備状況		5	1.0	4.7
		先進技術導入と普及指導活動		4	1.0	
		物流システム		5	1.0	
	生活環境	自治体の財政状況		2	1.0	3.0
		水産業関係者の所得水準		4	1.0	
	地域文化の継承	漁具漁法における地域文化の継続性		3	1.0	4.0
		加工流通技術における地域文化の継続性		5	1.0	